平成23年度に係る定期監査の結果に対する措置状況

第1 監査結果の報告

平成23年度に係る定期監査の結果については、平成24年9月4日に議会、知事及び関係のある委員会等に報告(平成24年9月4日付け北海道公報第2410号で公表)した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 一般会計及び特別会計

監 査 報 告 の 内 容	講じた措置
(1) 不適切な会計処理を行っていたもの	
《指摘事項》	

ア 複写機の賃貸借契約において、契約期間が満了した機器を引き続き使用しようとするときは、再リース契約等を締結しなければならないが、支出負担行為の決定や公印使用の手続を経ずに契約書を遡及して作成するなどして、引き続き機器を使用し続けたものが、平成22年度から平成23年度までの期間において、3件、175万1,395円あった。

また、複写機等の賃貸借代金の支払において、 書面により約定した支払期限までに支払を行っ ていないものが、平成23年度において、14件、 27万5,498円あった。

さらに、請求月日の記載がない請求書に事実と異なる収受月日を押印することにより約定した期限までに支払を行ったとしているものが、平成22年度において、11件、493万8,971円あった。 (釧路総合振興局)

複写機賃貸借の契約及び支払に当たっては、不適切な会計処理の再発防止に向けた、より効果的な内部牽制体制の強化を図り、職員への指導を徹底するなど、関係法令等を遵守し、厳正かつ適正な事務処理に努めます。

イ 物品購入代金等の支出については、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときには、その期限までに支払わなければならないが、請求年月日の記載のない請求書に事実と異なる収受月日を押印し、これらの期限までに支払を行ったとしているものや、支払が遅延しているものが、39件、305万685円あった。 (胆振総合振興局)

物品購入代金等の支出に当たっては、 契約条項及び関係法令等を遵守し、適 正な事務処理に努めます。

なお、研修会を開催し、適正な事務 処理について、周知徹底しました。

ウ 教員が夏季休業日等の長期休業期間中に勤務 場所を離れて行う研修については、あらかじめ 校長の承認を受け、研修終了後に研修報告書を 提出することなどにより、当該期間に係る給与 が支給されることとされているが、公共施設に おいて行ったとする研修について、当該施設が 休館日で研修を行った事実が確認できないにも かかわらず、給与を支給しているものが、4名 分、6万9,404円あった。 (南幌養護学校) 校外研修の処理に当たっては、研修前に研修日、内容等を把握するとともに、研修終了後に提出される研修報告書などにより、研修を行った事実や、その内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処理をしました。

(2) 経済性、効率性及び有効性の視点から是

正又は改善を求めたもの	
ア 支出に係る事項	
(ア) 旅費	
《指導事項》 道立学校においては、公用車を使用できず他 の代替措置がとれない場合に、例外的に自家用 車の公用使用を承認できることとされている が、承認に当たって、公用車の使用予定を把握 することにより、旅費の節約が可能なものがあ った。	自家用車の公用使用の承認に当たっては、公用車の使用予定を的確に把握し、自家用車の公用使用の必要性を十分検討の上、適切な事務処理に努めます。
(イ) 需用費	
《指導事項》 貸付被服の購入に係る需用費の執行において、必要な仕様を定めることなく、価格の異なる複数の仕様の被服を購入したことから、不経済な支出となっているものがあった。	貸与する被服の購入に当たっては、 関係法令等を遵守し、経済的な購入を 行い、適正な事務処理に努めます。
(ウ) 使用料及び賃借料	
《指摘事項》 使用料及び賃借料の執行において、物品賃貸借契約の賃借数量は必要最小限としなければならないが、一般道民に貸与するための物品の賃貸借契約について、必要な数量を精査する前に契約を締結したため、不経済な支出となっているものが、1件、40万3,956円相当あった。 (環境生活部)	使用料及び賃借料の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、平成24年度事業においては、賃貸借契約の方法を単価契約とすることで、不経済な支出とならないよう必要な数量のみ賃貸借するよう措置しました。
《指導事項》 使用料及び賃借料の執行において、外勤の際の交通手段としてタクシーを使用し、その料金をタクシーチケットで支払っているが、公共交通機関を利用しても用務を遂行することが可能であり、不経済な支出となっているものがあった。	タクシーチケットの使用に当たって は、用務地までの交通手段及び経済性 を考慮し、適正な事務処理に努めます。
(エ) 負担金、補助及び交付金	
《指摘事項》 国の交付金の額の確定において、超過交付となった金額については、返還期限までに国へ返還しなければならないが、返還期限を過ぎて国へ納付したことから、延滞金を支出しているものが、2件、13万3,915円あった。 (総務部)	交付金の返還に当たっては、関係法 令等を遵守し、再発防止及び適正な事 務処理に努めます。
イの契約に係る事項	
委託契約	
《指摘事項》	

a 暖房保守管理業務に係る委託料の支出において、設置しているボイラーが、有資格者による日常的な保守点検を必要とせず、事務職員が操作できる機種であるにもかかわらず、有資格者を要するものとして当該業務を委託していたことから、不経済な支出となっているものが、平成21年度から平成23年度までの期間において、804万円相当あった。(心身障害者総合相談所)

暖房保守管理業務に係る委託契約に 当たっては、業務内容、設備の安全性 及びその必要性を十分検討の上、経済 的な執行に努めます。

b セミナー開催に係る委託契約について、業務 処理の過程において、契約の相手方との協議に より開催地を変更しているが、契約金額変更の ための事務手続を行わなかったことから、契約 金額が割高となっているものが、1件、8,400 円相当あった。 (建設部) 業務委託契約に当たっては、契約内容を十分確認の上、契約変更手続を行うなど、適切な事務処理に努めるとともに、経済的な執行に努めます。

* 本事例については、前年度の定期監査において指導事項となっていたが、改善が図られていなかったため、指 摘事項とした。

《指導事項》

a 庁舎消防設備点検業務において、消火器の更 新に伴い契約変更を行うことにより契約金額が 低くなるが、これをしなかったため、契約金額 が割高となっているものがあった。 業務委託契約に当たっては、契約内容を十分確認の上、契約変更手続を行うなど、適切な事務処理に努めるとともに経済的な執行に努めます。

なお、当該業務委託契約については、 受託者と契約金額の減額について協議 し、契約内容変更相当額分の金額を受 託者に納付させました。

b 庁舎機械警備業務委託契約において、変更契 約時の契約金額算定を誤ったことから、契約金 額が割高となっているものがあった。 業務委託契約の変更に当たっては、 契約内容を十分確認の上、適切な積算 に努めます。

ウ 財産に係る事項

(ア) 公有財産

《指導事項》

庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、インターネットを利用した売却、大規模画地を戸建用に分筆して売却、現地説明会の開催など売却等の処分に努めているが、さらに処分の促進を図る必要がある。

未利用地のうち、利用見込みのない 土地については、これまで、民間有識 者等からの意見を踏まえ、インターネ ットを利用した売却など、さまざまな 取り組みを進めてきたところです。

今後も引き続き、効果的な売却推進 策を模索するとともに、購買者ニーズ に即応した情報提供に努め、一般競争 入札等による成約率の向上を図るなど、 遊休資産の処分促進に努めます。

(イ) 物品

《指導事項》

a プリンターの修繕において、現行における同等品の実勢価格以上の費用を要して修繕を行っているものがあった。

物品の修繕に当たっては、同等品の 実勢価格等経済性を考慮し、適切な事 務処理に努めます。 b 物品の購入において、委託業務の受託者が負担すべき消耗品を購入し使用させたことから、 不経済な支出となっているものがあった。 委託事業に係る物品の購入に当たっては、契約で定めた経費負担区分を十分確認の上、適切な事務処理に努めます。

エ 工事(技術)に係る事項

(ア) 設計

《指導事項》

建物の改修工事において、天井材に耐震補強 材等を設置するに当たり、天井材を一時的に取 り外さなければならないが、元の位置へ取り付 けるときには、取り外した天井材を再利用する ための検討を行うべきところ、一部の天井材に ついて詳細な調査を行わずに廃棄しているもの があった。

営繕工事における設計・施工に当たっては、現地調査や施工方法等を十分検討するとともに、施工内容について十分確認・精査するよう研修会等を通じ関係職員に周知指導し、適切な設計に努めます。

(イ) 積算

《指導事項》

a 橋梁補修工事において、複数の杭打込み工の 積算に当たり、杭の一部については、固い地盤 用の機械によるものとしていたが、施工箇所が 軟らかな地盤であり、軟らかい地盤用の打込み 機械への変更が可能なことから、設計金額が過 大となっているものがあった。 工事の積算に当たっては、現地条件に応じた的確な積算を行うよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。

なお、積算の誤りについては、設計 変更により是正しました。

b 道路工事において、旧橋の橋台コンクリート を解体するに当たり、切断によりコンクリート を運搬車両に積載が可能なブロックに切り分け るには、最少の切断面積にしなければならない が、これを行っておらず、設計金額が不経済な ものとなっているものがあった。 工事の積算に当たっては、経済性に 十分留意した設計となるよう関係職員 を指導し、適切な設計に努めます。

(ウ) 施工

《指摘事項》

a 道路改良工事において、歩行者自転車用柵の 施工に当たり、路外が危険な区間に転落防止柵 を連続して設置すべきところ、隣接工区の柵と 連続させなかったため、歩行者等が柵のすき間 からすり抜けて路外に転落する危険が生じてお り、転落防止のための改善が必要であった。

等を遵守するよう関係職員を指導する とともに、歩行者等の安全確保に十分 留意し、適切な施工に努めます。

工事の施工に当たっては、関係法令

なお、当該箇所については、速やか に転落防止のための改善を行いました。

b 橋梁工事において、橋脚を施工するために設置した仮締切り工造で撤去するに当たり、仮締切り工の土留支保工造ではその直下まで埋戻しを行ってから撤去すべきであるが、埋戻しを行わずに最下段の支保工を取り外したことから、土留壁に許容を超える荷重が作用して危険な状況となっていた。 (オホーツク総合振興局)

注1) 仮締切り工とは、河川などの水中に構造物を造るときに、内部を排水するため、壁などで仕切って囲む仮設工のこと。

橋梁下部工における仮設構造物の施工に当たっては、掘削時の切梁・腹起しの設置時期及び埋戻し時の切梁・腹起しの撤去時期など設計計算時の考え方を十分理解し、安全性を確保した上で施工するよう受注者を指導し、適切な安全管理に努めるよう、関係職員に周知しました。

(十勝総合振興局)

注 2) 土留支保工とは、地下を掘削する際に、周辺地 盤が崩れないように建てた壁が周囲からの圧力に 耐えるように、鋼材などで組み合わせた支えのこ と

《指導事項》

河川改修工事において、暫定高さまで築造する堤防盛土の施工に当たり、河岸の土手等を掘削していたが、異常な増水時に畑地への浸水を少しでも防止するため、工事終点部の堤防盛土を既設の土手にすり付けるべきところ、これを行っておらず出水対策のための改善が必要なものがあった。

工事の施工に当たっては、現況の地 形等の状況を十分確認し、出水対策な どの措置が必要な場合は、適切に講じ るよう関係職員を指導します。

なお、堤防盛土と掘削を行った既設 の土手の間はすり付けを行いました。

(エ) 事務処理

《指導事項》

治山工事において、谷止工の堤体を施工するために生じた余掘部掘削面の間詰めについて、 工事現場における地形などの施工条件等の変化に対して、設計変更が適切に行われるよう、設計図書において条件等を明示をしなければならないが、これを行なわなかったため、必要な設計変更が行われず、現場条件に応じた間詰めとなっていないものがあった。 工事の設計に当たっては、地形など の施工条件等の変化に対して条件等を 明示し、設計変更が適切に行われるよ う関係職員を指導し、適切な事務処理 に努めます。

《検討事項》

歩道の補修工事において、建設副産物である 縁石ブロックを再使用する場合には、特記仕様 書で受注者が縁石の破損状況等の調査を行い、 その調査結果について、監督員の承認を得た上 で施工を行うこととされているが、特記仕様書 に明示すべき現場使用のための条件が不明確な ため、受注者が十分な調査を行うことができず、 建設副産物発生の抑制及び再使用の促進が図られていないことから、特記仕様書における縁石 ブロック再使用の条件及び施工条件の明示について検討する必要がある。 縁石ブロックを再使用する場合の特記仕様書における縁石ブロック再使用の条件及び施工条件の明示に当たっては、縁石ブロックの再使用のための条件を明確にすることとし、特記仕様書における縁石ブロック再使用の条件及び施工条件を定め、通知しました。

(3) 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

ア 予算に係る事項

《指摘事項》

(7) 臨時職員を任用しようとするときは、任用期間の賃金の額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に臨時職員の任用決定を行っているものがあった。

(部 局 名) (件数) (金 額)

・原子力環境センター 4件 1,944,763円
 ・留萌振興局 11件 5,165,672円

・札幌厚別高等学校 1件 964,642円・警察本部 43件 35,558,724円

臨時職員の任用に当たっては、関係 法令等を遵守し、適正な事務処理に努 めます。 (4) 印刷機賃貸借契約において、契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約を締結しているものが、1件、15万1,200円あった。

契約の締結に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま す。

(十勝総合振興局)

(釧路総合振興局)

(ウ) レンタカー借上契約において、契約を締結 しようとするときは、契約金額に見合う歳出 予算の配当を受けていなければならないが、 予算配当がない年度開始前に契約を締結して いるものが、1件、18万4,800円あった。

契約の締結に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま す。

(エ) 業務の委託に係る契約を締結しようとする ときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を 受けていなければならないが、予算配当がな

い年度開始前に契約締結決定を行っているも のが、1件、5,611万7,754円あった。(経済部) 契約の締結に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま す。

(オ) パソコン等賃貸借契約において、契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に契約締結決定を行っているものが、1件、271万5,300円あった。

また、長期継続契約に該当しない単年度の当該契約については、総額で契約しなければならないが、1箇月当たりの単価で契約し、契約保証金について、長期継続契約の取扱いと同様に、納付を免除しているものが、1件、27万1,530円相当あった。 (石狩教育局)

パソコン等賃貸借契約の契約締結及 び契約保証金の免除に当たっては、関 係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。

(カ) 北海道銃砲刀剣類登録審査委員の鑑定業務 に係る支払において、報酬で予算執行すること とされているが、報償費により執行しているも のが、11件、9万9,000円あった。 (教育庁) 予算の執行に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま す。

なお、誤っていた予算科目について は、科目更正しました。

《指導事項》

(ア) パソコン賃貸借契約において、契約を締結 しようとするときは、契約金額に見合う歳出予 算の配当を受けていなければならないが、予算 配当がない年度開始前に契約を締結しているも のがあった。 契約の締結に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま す。

(4) 物品の修繕において、部品の交換を要しない場合には、役務費で予算執行することとされているが、需用費により執行しているものがあった。

物品の修繕に係る予算の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

イ 収入に係る事項

(ア) 収入未済額が多額となっているもの

《指摘事項》

道税、貸付金などの次の収入については、収

(収入項目)	道	税	道税の収入未済額については、料
(収入未済額)	19, 952, 524	千円	収入未済額が多額となっている個人民税と自動車税を重点的に徴収強化
(所管部等)	総務	部	図ますのは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、ないでは、
(収入項目)	母子福祉貸付	寸金収入等	母子福祉貸付金収入等の収入未済 については、電話等により滞納者の
(収入未済額)	2, 805, 112	千円	況把握を積極的に行うことや、滞納 に対する文書や訪問等による定期的
(所管部等)	保健福祉	: 部	催告活動をより一層徹底するとともに長期間償還がない滞納者等に対しては債権回収会社に業務を委託することよる効率的な回収事務を今後も継続し収入の確保に努めます。
(収入項目)	中小企業高原収入等	度化資金貸付金	中小企業高度化資金貸付金収入等の 入未済額については、従来の収入確
(収入未済額)	9, 107, 648	千円	の取組に加え、平成20年度に取りまめた、経営支援や債権管理・回収の
(所管部等)	経済	部	のた、程音文後や債権管理を固収を 化などについての方針に基づき、債 管理回収業務を専門的知識やノウバ を有する債権回収会社に委託すると もに、連帯保証意思の確認のための 人面談や契約の公正証書化などの取 を積極的に推進し、また、関係団体 の連携を密にして、業務の効率化を め、なお一層の収入の確保に努めます
(収入項目)	付金収入等	産業改善資金貸	林業・木材産業改善資金貸付金収フ収入未済額については、平成20年4月
(収入未済額)	351, 681	千円	策定した「林業・木材産業改善資金 権保全等に係る事務処理要領」により
(所管部等)	水産林務	5 部	「債権管理強化期間」を設定し、集 的に直接訪問による催告や文書催告 を行うとともに、貸付審査基準の弱 により、新たな収入未済額の発生の 制を図る等、早期解消に向けた取組 強化してきたところです。

一部を債権回収会社へ委託するなど滞納者の実態に応じた適切な措置を講じて収入の確保に努めます。

特用林産物振興資金貸付金収入の収入未済額については引き続き、面談や文書、電話による催告を行うなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保に努めます。

(収入項目) 道営住宅使用料等

(収入未済額) 1,004,421千円

(所管部等) 建 設 部

道営住宅使用料等の収入未済額については、日常の収納対策のほか、夜間徴収などを実施する収納強化月間を設けるなど、収納強化対策をより一層徹底します。

また、道営住宅使用料、道営住宅駐車場使用料の滞納者に対しては、引き続き住宅明渡等請求訴訟等の法的措置など、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保に努めます。

さらに、道営住宅を退去し、所在が 不明等の理由により収納が困難な退去 者に係る家賃等の未収金の収納業務を、 民間の債権管理回収会社に委託し、過 年度の収入未済額の縮減にも取り組み ます。

また、道営住宅、駐車場の使用権原 喪失等に伴う不法占有により発生する 損害金についても、さらに回収に向け、 取り組みます。

このほか、収納強化実施計画を策定し、各総合振興局等や指定管理者を招集する各種会議等を通じて周知徹底を図ったほか、職員の法的知識や応接技術の向上を目的として滞納整理研修会等を開催するなど、収入の確保・収入未済額の縮減に向けて取り組みを行い、引き続き収入の確保に努めます。

土地区画整理事業資金貸付金収入の 収入未済額については、債務者や連帯 保証人に対する催告のほか、事業の認 可権者である釧路市に対し事業改善の 取組を申し入れるなど、引き続き収入 の確保に努めます。

(収入項目) 公立高等学校奨学資金貸付 金収入等

(収入未済額) 123,739千円

(所管部等) 教育 庁

公立高等学校奨学資金貸付金収入等の収入未済金については、滞納者に対する文書や電話等による催告を徹底し、それでもなお、納入のない場合は保証人への連絡などの対策を、引き続き、進めます。

また、返済計画の相談や滞納理由の 把握など、収納促進や状況に応じた償 還督励、新規貸付者への制度の趣旨の 啓発、貸与終了者への償還に対する意

識啓発など、実態に応じた措置を講じ、 引き続き収入の確保に努めます。 (収入項目) 放置違反金収入注 放置違反金収入については、訪問徴 収や電話等による催告、滞納処分を行 (収入未済額) 354,135千円 うなど、収入確保に努めているところ ですが、引き続き催告や財産調査、滞 納処分の強化を図り、滞納の実態に応 (所管部等) 警 察 本 部 じた適切な措置により、収入の確保に 努めます。 注) 放置違反金収入とは、平成18年6月1日から導入され た放置車両の使用者に対して課すこととされている違 反金に係る収入のこと。 《指導事項》 農業改良資金貸付金収入などの次の収入につ いては、収入未済額がそれぞれ1,000万円以上 となっていた。 農業改良資金貸付金収入等 農業改良資金貸付金収入等の収入未 64,513千円 済額については、借受者や連帯保証人 に対し、訪問や文書等による催告や現 状のヒアリングのほか、不動産等の資 力調査等を実施し、不動産担保の設定 などを行いました。 この結果、延滞金の一部が納入され ていますが、引き続き、延滞解消に向 け関係機関と連携を取りながら、借受 者等の現状を踏まえた文書や訪問等に よる効果的な催告などにより、収入の 確保に努めます。 堤塘使用料準 堤塘使用料の収入未済額については、 78,480千円 各建設管理部に対し、財産調査を速や かに実施するよう、文書指導通知を行 注) 堤塘使用料とは、河川敷地の貸付等使用料のこと。 い、各建設管理部においては財産調査 の実施に努めるとともに、職場研修を 実施し、個々の職員の能力向上及び徴 収技術の取得など、収入の確保に努め ます。 また、各建設管理部が行う徴収事務 の実施状況をより詳細に把握できるよ う、月例報告様式の変更を行うととも に、高額の滞納者(10万円以上)に対 する平成24年度の対応計画を、さらに 高額の滞納者(100万円以上)に対する より詳細な対応計画をそれぞれ提出す るよう求め、今後の事務処理の確認、 助言を行い、引き続き収入の確保に努 めます。 高等学校授業料 高等学校授業料収入の収入未済金に 39,891千円 ついては、「北海道立学校授業料等未納 対策事務取扱要領」に基づき、卒業生、 退学者等のうち、支払意思を示さない 悪質な未納者に対しては、簡易裁判所 に支払督促を申し立てるなど、未納対

策を強化したところです。

また、支払督促後の未納者に対して、 電話等により催告を行うなど、引き続 き収入の確保に努めます。

(イ) 収入事務の取扱いが適切でないもの

《指摘事項》

a 歳入を徴収する際は、調定の遅延によって、 納入義務者の納入が遅延することのないよう留 意しなければならないが、建物使用料等の徴収 において、調定が遅延しているものが、42件、 31万3,921円あった。 (釧路総合振興局) 収入事務の取扱いに当たっては、処理状況や進捗状況を十分確認するなど、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

b 建物使用料等の徴収において、督促を受けた 納付義務者が、督促状の指定期限までに収入金 を完納しないときは、納期限から納付の日まで の期間の日数等に応じて計算した延滞金を徴収 することとされ、当該延滞金を納付させるとき は、納付義務者に対して納付書を送付しなけれ ばならないが、これを行っていないものが、12 件、22万3,900円あった。 (渡島総合振興局) 建物使用料等の徴収に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

なお、納付義務者から支払計画書の 提出を受け、延滞金の納付書を送付し ました。

c 共済掛金については、加入者である生徒の保護者の同意を得て現金で納付させ、収入取扱員がこれを収納して領収書を交付することとされているが、加入者の納付前に、この共済掛金相当額を任意団体の会計から一括して立て替えて、当該日に納付があったものとして、加入者に領収書を交付しているものが、631名分、104万1,150円あった。 (札幌厚別高等学校)

共済掛金の収納に当たっては、関係 法令等を遵守し、適正な事務処理に努 めます。

d 共済掛金については、加入者である生徒の保護者の同意を得て納付させ、収入取扱員がこれを収納して領収書を交付することとされているが、学年全員分の共済掛金相当額を任意団体に一括して立て替えさせた上、当該日に納付があったものとして、領収書を任意団体の代表者あてに交付しているものが、309名分、50万9,850円あった。 (深川西高等学校)

共済掛金の収納に当たっては、関係 法令等を遵守し、適正な事務処理に努 めます。

e 公宅貸付収入において、履行期限までに履行しない者があるときは、履行期限後30日以内に、 督促状により、期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。 (石狩教育局) 公宅貸付収入等の督促に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

* 本事例については、前年度の定期監査において指導 事項となっていたが、改善が図られていなかったため、 指摘事項とした。

《指導事項》

a 自動車取得税の課税において、自動車を取得 したことにより申告書を提出すべきこととなっ た者が当該申告書を提出しなかった場合には、 申告すべき税額等及び不申告加算金額を決定 し、遅滞なく、納税者に通知しなければならな

自動車取得税の申告書が提出されて いない者に対する不申告加算金の決定 に当たっては、関係法令等を遵守し、 適正な事務処理に努めます。

なお、未決定の不申告加算金につい

いが、不申告加算金の決定を行っていないもの | ては、決定及び通知を行い、収納を完 があった。

了しました。

個人事業税の滞納について、滞納処分の執行 を停止するときは、滞納処分をすることができ る財産がないときなどに限られるが、滞納者が 死亡した後、相続に関する調査を十分に行わな いまま、これを行い、さらに、徴収金を徴収す ることができないことが明らかであるとして、 納付義務を直ちに消滅させているものがあっ

滞納者等に係る資力等の調査に当た っては、財産調査等を十分に行うとと もに、関係法令等を遵守し、適正な事 務処理に努めます。

c 自動車税の滞納について、滞納処分の執行を 停止したときは、当該滞納者に係る資力回復等 の調査を処分停止期間内において、おおむね年 1回程度実施し、資力回復等が認められない ときは、納付義務を消滅させることとなるが、 事後の調査を行わないまま、納付義務を消滅さ せ、不納欠損を行っているものがあった。

滞納処分の執行停止後の事後調査に 当たっては、計画的な調査を実施する とともに、関係法令等を遵守し、適正 な事務処理に努めます。

道税の庁内領収において、収入取扱員は、現 金の払込みを指定金融機関の集金により行った 場合は、現金払込みの日にあらかじめ指定され た検査担当者の検査を受けるものとされている が、払込日に検査を行っていないものがあった。

道税の収納検査の実施に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

e 歳入を徴収する際は、調定の遅延や調定漏れ によって、納入義務者の納入が遅延することの ないよう留意しなければならないが、建物使用 料の徴収において、道立学校からの債権発生通 知書に基づく調定が遅延しているものがあっ た。

建物使用料の調定に当たっては、関 係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。

土地使用料の収入において、歳入を徴収する 際は、調定の遅延によって、納入義務者の納入 が遅延することのないよう留意しなければなら ないが、調定が遅延しているものがあった。

収入事務の取扱いに当たっては、処 理状況や進捗状況を十分確認の上、関 係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。

g 扶養認定取消等に係る手当の返納について は、納付義務者が納期限までに収入金を完納 しないときは、納期限後30日以内に、督促状 により期限を指定して督促しなければならない が、これを行っていないものがあった。

諸手当の返納金の収納に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

h 河川水質事故に係る原因者負担金の徴収に おいて、納入義務者から分割納付の申出があ り、これを承認したときは、納入義務者に対し て納付計画に基づいた時期に納付書を送付する 必要があったが、これを遅延しているものがあ った。

河川水質事故に係る原因者負担金の 徴収に当たっては、関係法令等を遵守 し、適正な事務処理に努めます。

災害共済給付に係る共済掛金を領収したとき は、収入取扱員は、共済掛金収納日計票を作成 し、現金出納簿等を添えて、検査員に回付し、 収納事務の日常検査を受けることとされ、当該 検査員は、収納及び払込みに係る事務が適正に

収入事務の日常検査に当たっては、 収納及び払込みに係る事務が適正に処 理されているかなど、関係法令等を遵 守し、適正な事務処理に努めます。

処理されているかどうかを検査しなければなら ないが、現金出納簿の収納金額が誤って記載さ れているにもかかわらず、適正に処理している ものとして、複数回にわたり検査を完了してい るものがあった。

収入取扱員の収納事務に係る日常検査は、庁 内領収の場合にあっては毎日行うこととされて おり、収入取扱員が収納した現金を翌日以降に 指定金融機関等に払い込むときは、収納日と払 込日のそれぞれの日に検査を行わなければなら ないが、払込日に収納日分の検査を併せて行っ ているものがあった。

収入事務の日常検査に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

共済掛金の収納事務において、収入取扱員が 現金で領収した金額と指定金融機関等へ払い込 んだ金額が一致していないものがあった。

また、これを確認すべき日常検査が適正に行 われていないものがあった。

さらに、領収金額と払込金額との差額につい て、払込みが相当期間遅延しているものがあっ た。

収納事務の日常検査に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

税外諸収入金について、納入義務者が納期限 までに収入金を完納しない場合には、納期限後 30日以内に督促状により期限を指定して督促し なければならないが、30日を超えて督促状を発 付しているものがあった。

未納金に係る督促事務に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

m 国有漁港施設用地有償貸付契約において、貸 付料が履行期限までに支払われなかった場合に は、30日以内に督促状を発付しなければならな いが、これを発付していないものがあった。

また、履行期限までに支払われなかった貸付 料に係る違約金については、円単位まで計算し た額を徴収しなければならないが、国有漁港施 設用地有償貸付契約書において、違約金額に 100円未満の端数があるときはその端数金額を 徴収しないこととしたことから、徴収不能とな った違約金があった。

国有漁港施設用地有償貸付契約の貸 付料の督促及び違約金の徴収に当たっ ては、関係法令等を遵守し、適正な事 務処理に努めます。

n 和解金の支払に伴う求償金に係る収入におい て、納入義務者が納期限までに収入金を完納し ない場合には、納期限後30日以内に、督促状に より期限を指定して督促しなければならない が、これを行っていないものがあった。

また、納期限後、収入未済の歳入金について、 債務者からの一部納入等収納管理上必要な事実 の発生があったときは、滞納整理票を作成し、 当該事実を記載しておくこととされているが、 当該収入金において、これを作成していなかっ た。

和解金の支払に伴う求償金に係る収 入の督促に当たっては、関係法令等を 遵守し、適正な事務処理に努めます。

また、収入未済の歳入金については、 滞納整理票を作成し、厳正な債権管理 を行うこととし、適正な事務処理に努 めます。

収入証紙が過貼付となっている場合は、当該 過貼付相当額を還付しなければならないが、そ 関係法令等を遵守し、適正な事務処理

収入証紙の還付事務に当たっては、

の還付が遅延しているものがあった。

に努めます。

p 収入証紙の取扱いにおいて、収入証紙を貼付した申請書等を経由機関で受理したときは、申請書処理簿に記載し、収入証紙は当該経由機関で保管するなどとされているが、これらの取扱いを適切に行っていないものがあった。

収入証紙の取扱いに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。

q 看護学院の授業料を免除するときは、申請者が、その者と生計を一にする者の全てについて市町村民税が非課税とされている世帯に属することを確認する必要があるが、これを行っていないものがあった。

ことを確認する必要があるが、これを行っていないものがあった。 また、申請時に前年分の証明書類により免除を決定した場合には、申請した年の証明書類が取得可能となった時期に改めてその証明書類を

提出させる必要があるが、これを行っていない

看護学校の授業料免除に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

なお、平成22年度分については、関係書類により申請者が、その者と生計を一にする者全てについて市町村民税が非課税とされている世帯に属することを確認しました。

また、申請時に前年分の申請書類により免除を決定した者については、申請した年度の証明書類を提出させました。

r 交付決定の一部取消に伴う補助金返還金収入 に係る収入未済の歳入金について、延滞金等が 発生したときは、滞納整理票を作成し、当該事 実を記載しておくこととされているが、滞納整 理票を作成していないものがあった。 補助金返還金収入の取扱いに当たっては、関係法令等を遵守し、収納管理上作成しなければならない書類についてはその作成を徹底するなど、適正な事務処理に努めます。

なお、作成されていなかった滞納整 理票については、作成しました。

s 旅費の返納金において、当該年度に戻入する ことができる期日までに戻入が終わらないもの があるときは、速やかに当該返納金を現年度の 歳入に組入れの調定を行わなければならない が、この手続が遅延しているものがあった。

また、収入未済の歳入金について、債務者から一部納入等収納管理上必要な事実の発生があったときは、滞納整理票を作成し、当該事実を記載しておくこととされているが、これを行っていないものがあった。

返納金の現年度歳入への組入れの調 定については、関係法令等を遵守し、 適正な事務処理に努めます。

また、収入未済の歳入金については、 滞納整理票を作成し、厳正な債権管理 を行うこととし、適正な事務処理に努 めます。

《検討事項》

ものがあった。

道立診療所の診療債権については、地方自治 法の規定に基づき5年を経過した後に不納欠損 の整理を行っているが、公立病院の診療債権に ついては、最高裁判所の判例を踏まえ、その消 滅時効期間は、民法の規定に基づく3年とされ ていることから、今後、不納欠損の整理の方法 を明確にすべきである。 道立診療所の診療債権の事務処理に 当たっては、「民法第170条第1号により 消滅時効を3年とする私法上の金銭債権 とすること」及び「私法上の金銭債権 については消滅時効が完成し、かつ、 債務者がその援用をし、又は援用する 見込があるときに不納欠損の整理をす ること」について、道立診療所及び保 健行政(地域保健)室へ通知しました。

なお、通知後、道立診療所及び保健 行政(地域保健)室において、3年を 経過している診療債権について不納欠 損の処理をしました。

ウ 支出に係る事項

(ア) 報酬

《指摘事項》

産業医の報酬の支給において、産業医は、少なくとも毎月1回以上の職場巡視をするなどして執務を行うこととされているが、執務実績がないにもかかわらず報酬を支給しているものが、1筒月分、6万2,900円あった。

(根室振興局)

産業医の報酬の支給に当たっては、 関係法令等を遵守し、執務実績を十分 確認の上、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処 理をしました。

(イ) 諸手当

《指摘事項》

時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず支給していることなどから、過払いとなっているものが、16名分、7万5,059円、未支給となっているものが、4名分、3万420円あった。 (総合政策部)

時間外勤務手当の支給に当たっては、 関係法令等を遵守し、関係書類等を十 分確認の上、適正な事務処理に努めま す。

なお、過払分及び未支給分について は、返納及び支給の処理をしました。

《指導事項》

a 職員に係る扶養手当等の認定において、認定 権者は、手当の認定を受けようとする職員から、 証明書類等が添付された届出を受理し、その内 容を確認して認定を行うこととなるが、証明書 類等が不足した届出を提出した職員に対して、 不足書類の提出を求めないまま、当該手当の認 定を行っているものがあった。 扶養手当等の認定に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

b 特殊勤務手当の支給において、教員特殊業務 手当については、教員が、国等が開催する生徒 運動競技等に学校教育活動として参加する生徒 を引率して行う指導業務で、泊を伴うものととは 週休日等に行うものに8時間程度従事したとわれる等に、学校の管理下において行われるまける生徒に対する指導業給を引きと 表き4時間程度行ったときなどに支給したる 続き4時間程度行ったときなどに支給したことなどから、過払いとなってするものがあった。 要件に該当するにもかかわらず、大いるものがあった。

特殊勤務手当の支給に当たっては、 関係法令等を遵守し、関係書類等を十 分確認の上、適正な事務処理に努めま す。

なお、過払分及び未支給分について は、返納及び支給の処理をしました。

また、教育業務連絡指導手当については、教務その他の連絡調整及び指導助言に従事したときに支給することとなるが、当該業務に従事しているにもかかわらず、未支給となっているものがあった。

c 特殊勤務手当の支給において、教育業務連絡 指導手当については、教務その他の連絡調整及 び指導助言に従事したときに支給することとな るが、支給要件を誤ったことから、過払い又は 未支給となっているものがあった。 特殊勤務手当の支給に当たっては、 関係法令等を遵守し、関係書類等を十 分確認の上、適正な事務処理に努めま す。

なお、過払分及び未支給分について は、返納及び支給の処理をしました。 d 教員が夏季休業日等の長期休業期間中に勤務 場所を離れて行う研修については、あらかじめ 校長の承認を受け、研修終了後に研修報告書を 提出することなどにより、当該期間に係る給与 が支給されることとされているが、公共施設に おいて行ったとする研修について、当該施設が 休館日で研修を行った事実が確認できないにも かかわらず、給与を支給しているものがあった。 校外研修の処理に当たっては、研修前に研修日、内容等を把握するとともに、研修終了後に提出される研修報告書などにより、研修を行った事実や、その内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処理をしました。

e 時間外勤務手当等の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず手当を支給したことや時間外勤務時間数の集計を誤ったことなどから、過払い又は未支給となっているものがあった。

時間外勤務手当等の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分及び未支給分について は、返納及び支給の処理をしました。

f 通勤手当の支給において、任命権者は、臨時職員等から支給要件を具備するに至った旨の届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、支給すべき通勤手当の額を決定しなければならないが、この決定を行うことなく支給しているものがあった。

通勤手当の支給に当たっては、関係 法令等を遵守し、適正な事務処理に努 めます。

なお、通勤手当の額の未決定のもの については、決定しました。

(ウ) 賃金

《指導事項》

臨時職員に対する賃金の支給において、年次 有給休暇取得日を欠勤として処理したことか ら、未払となっているものがあった。 賃金の支給に当たっては、関係法令 等を遵守し、適切な事務処理に努めま す。

なお、未払分については、支給の処理をしました。

(エ) 報償費

《指導事項》

報償費の執行において、単身赴任又は独身で 駐在所に勤務する警察官に対しては、その勤務 日数が当該月の勤務時間を割り振られた日の過 半日数であるときは、駐在所等報償費として月 額で定められた金額を交付することとされてい るが、当該交付要件に該当しないにもかかわら ず、駐在所等報償費を交付しているものがあっ た。 駐在所等報償費の執行に当たっては、 支給要件を十分確認の上、適正な事務 処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処 理をしました。

(才) 旅費

《指摘事項》

費用弁償の執行において、議員が議会、委員会の招集に応じたときは、その往復の旅行に対し、交通費、日当等の費用を弁償することとしているが、議会、委員会に引き続き政務調査活動を行い、その活動に伴う交通費を政務調査費から充当している議員等に対して、復路分の費用を弁償したことから、過払いとなっているものが、7件、5万7,500円あった。

費用弁償の執行に当たっては、関係 法令等を遵守し、政務調査活動の充当 分等を十分確認の上、適正な事務処理 に努めます。

なお、過払分については、返納の処理をしました。

また、会議に参会したときは、費用弁償として1日当たりの額を支給することとしているが、議会開催期間中に招集地を離れ、政務調査活動を行っていた議員に対して、1日当たりの額及び交通費を支給したことから、過払いとなっているものが、2件、2万2,660円あった。

(議会事務局)

《指導事項》

a 旅費の支給において、調整額を誤ったことな どから、過払いとなっているものがあった。 旅費の支給に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま す。

なお、過払分については、返納の処 理をしました。

b 航空機利用による旅費の執行において、旅費 請求書に添付すべき航空機の搭乗券等が添付さ れていない場合は、旅行命令権者は、旅行者に 理由書と用務先の対応証明等を提出させ、航空 機を利用した事実を確認しなければならない が、この事実確認を行っていないものがあった。 航空機を利用する旅費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。

c 航空機を利用する旅行において、旅費請求書 には、航空賃の支払を証明するに足る書類とし て、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び航 空機の搭乗券を添付することとされているが、 領収書を添付していないものがあった。 航空機を利用する旅費の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。

d 旅費の執行において、旅行者は、旅行命令に 従い旅行をしなければならないが、旅行目前日 から用務地に私事滞在しているにもかかわら ず、勤務地から用務地までの旅費を請求したこ と及び旅行命令権者は、天災その他やむを得な い事情により旅行命令を変更する必要があると 認めるときは、自ら又は旅行者の申請に基づき、 旅行命令を変更しなければならないが、当該旅 行においてこれを行わなかったことから、過払 いとなっているものがあった。

旅費の執行に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま す。

なお、過払分については、返納の処理をしました。

《検討事項》

旅費の執行に当たり、同種の用務について、 道費で支弁しているものと任意団体の会計で支 弁しているものと学校によって区々となってい ることから、今後、道費、任意団体の会計の負 担のあり方について検討する必要がある。 道立学校における旅費等の道費と任意団体会計の負担区分については、「道立学校の教育活動費に係る公費・私費負担区分基準」を定め、今後はこの基準に基づき、公費・私費の区分を適切に行うよう各学校に通知しました。

(力) 役務費

《指摘事項》

物品修繕の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに発注し、事後に物品修繕決定書を作成しているものが、1件、5,250円あった。 (渡島総合振興局)

物品修繕の契約に当たっては、関係 法令等を遵守し、支出負担行為の内容 を明らかにした決定書の事前作成を徹 底し、適正な事務処理に努めます。

《指導事項》

草刈業務契約に係る役務費の支出において、 書面により支払の時期を明らかにしないとき は、相手方が支払請求をした日から15日以内に 支払わなければならないが、この期限を超えて 支出しているものがあった。

また、草刈業務の執行において、給付の完了 検査の時期を書面で明らかにしないときは、給 付を終了し、その旨の通知を受けた日から10日 以内に検査を行わなければならないが、この期 限を超えて検査を行っているものがあった。 草刈業務契約に係る役務費の支出に 当たっては、関係法令等を遵守し、関 係書類を十分確認の上、適正な事務処 理に努めます。

また、完成検査の取扱いについては、 検査を依頼する所属等に対し、検査期限を示して検査を依頼するなど、適切な事務処理に努めます。

(キ) 委託料

《指導事項》

a 委託料の支出において、支出命令者は、継続 的、定期的な経費の支払を除き、債権者から提 出を受けた請求書により支出命令を行わなけ ればならないが、請求書の提出を受けること なく、支出しているものがあった。

また、委託料の使用に当たって、20%を超える費目間の流用をする場合は、あらかじめ書面により申請し承認を受けなければならないが、承認を受けることなくこれを行っているものがあった。

委託料の支出及び使用に当たっては、 契約条項及び関係法令等を遵守し、適 正な事務処理に努めます。

b 委託料の支出において、支出命令者は、継続 的、定期的な経費の支払を除き、債権者から提 出を受けた請求書により支出命令を行わなけ ればならないが、請求書の提出を受けること なく、支出しているものがあった。 委託料の支出に当たっては、関係法 令等を遵守し、適正な事務処理に努め ます。

c 業務委託に係る委託料の支出において、委託 料の各月ごとの支払は、各月に行われる業務の 内容や業務の量等に応じて、支払金額を按分し て支払うこととしているが、按分額の算定を誤 ったことから、各月の業務内容等と相違した額 を支払っているものがあった。 業務委託に係る委託料の支払に当たっては、各月毎の業務内容や業務量等に応じた按分額の算定を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

d 業務委託に係る委託料の支出については、相手方から適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならないが、支出が遅延しているものがあった。

業務委託に係る委託料の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(ク) 使用料及び賃借料

《指摘事項》

会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行においては、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものがあった。

 (部
 局
 名)
 (件数)
 (金
 額)

 ・経
 済
 部
 1件
 8,040円

 ・十勝総合振興局
 4件
 65,785円

会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、支出負担行為の内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するなど、適正な事務処理に努めます。

《指導事項》

a 自動車の賃貸借契約において、契約期間を変 更する場合は、契約の相手方と協議の上、決定 書により変更に係る内容を明らかにしなければ ならないが、決定書を作成していないものがあ った。

また、自動車の借入れを行った場合は、物品 受入決定書を作成し受入決定を行い、返還の際 は、物品払出決定書により払出しの決定を行う とともに、物品受領書を徴して当該自動車を相 手方に引き渡さなければならないが、これらの 手続が行われていないものがあった。 自動車の賃貸借契約及び当該契約に 係る物品の受払に当たっては、関係法 令等を遵守し、適正な事務処理に努め ます。

b 共通乗車券の管理において、乗車券を管理する取扱責任者は、原則として総括担当主査又は 代表係長とされており、乗車券管理者は、あら かじめ一般決定書で取扱責任者の職・氏名を指 定しなければならないが、この指定を行ってい ないものがあった。

ないものがあった。 また、取扱責任者は、券綴使用者への交付に 当たり、あらかじめ乗車券に所属及び取扱責任 者の押印を行うこととなっているが、これを行 共通乗車券の管理に当たっては、共 通乗車券取扱基準を遵守し、適正な事 務処理に努めます。

c 自動車の賃貸借契約に係る借上料の支出については、契約に基づき毎月25日までに前月分を支払うこととなっているが、支出が遅延しているものがあった。

っていないものがあった。

借上料の支出に当たっては、契約条項及び関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

d 共通乗車券の管理について、取扱責任者は乗車券(券綴)を交付する必要があるときは、乗車券(券綴)交付(使用承認)簿において、乗車券管理者の承認を得るとともに、乗車券(券級)を使用させる者から受領印を徴することとされているが、受領印を徴した者とは別の者に乗車券(券綴)を交付し使用させているものがあった。

また、乗車券管理者は、一般決定書により乗車券(券級)を使用させる者を券級使用者として指定することとされているが、実際の乗車券(券級)使用者に、この指定を行っていないものがあった。

共通乗車券の管理に当たっては、共 通乗車券取扱基準を遵守し、適正な事 務処理に努めます。

e 会場借上料等の支出において、書面により支 払の時期を明らかにしないときは、相手方が請 求をした日から15日以内に支払わなければなら ないが、この期限を超えて支出しているものが あった。 会場借上料等の支出に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

f 建物賃貸借契約に係る借上料の支出について は、契約に基づき年額を4月末日まで及び10月 末日までの2回に分けて支払うこととなってい るが、支出が遅延しているものがあった。 建物賃貸借契約に係る借上料の支払 いに当たっては、契約条項及び関係法 令等を遵守し、適正な事務処理に努め ます。

(ケ) 負担金、補助及び交付金

《指摘事項》

a 補助金の交付決定後に補助事業者が、補助金の交付の決定の内容等に違反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとされているが、緊急雇用創出推進事業補助金において、交付の決定の内容に違反したことが明らかとなったにもかかわらず、交付の決定の内容を変更するなどの事務処理を行っていないものがあった。 (胆振総合振興局)

補助金の執行に当たっては、関係法 令等を遵守し、補助内容を十分確認の 上、適正な事務処理に努めます。

b 森林整備加速化・林業再生事業において、補助金が補助事業者から更に間接補助金となって給付される場合には、間接補助事業者に対する支払を完了したときが補助事業の完了となるが、間接補助金の支払前に補助事業者から提出された実績報告書に基づき、補助金の額の確定を行っているものがあった。 (水産林務部)

補助金の交付に当たっては、関係法 令等を遵守し、間接補助金の支払が完 了したことを確認するなど、適正な事 務処理に努めます。

《指導事項》

た。

a 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動 促進事業費補助金の交付決定において、補助金 交付要綱では参加する子どもの保険料は補助対 象経費から除くこととされているが、傷害保険 の被保険者を確認しないまま審査を行い、参加 児童に係る保険料相当額を補助対象経費に含め たまま交付決定しているものがあった。 補助金の審査に当たっては、申請内容を詳細に把握し、交付要綱等に基づく関係書類等を十分確認の上、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、参加児童に係る保険料相当額は、変更交付決定により補助対象外経費とする処理をしました。

交付金が過払いになっているもの及 び誤った額を収支報告書に計上してい

b 交付金である政務調査費の額の確定について は、政務調査費が使途基準に従い使用されてい るか等について調査の上、これを行わなければ ならないとされており、議員の活動において、 政務調査活動と政党活動や後援会活動等のその 他の活動が混在する場合、政務調査費の充当に 当たっては、活動実態や使用実態に応じた合理 的割合で按分することとされているが、按分を 行っていない収支報告書に基づき額の確定を行 ったことから、交付金が過払いとなっているも のがあった。

るものについては、各議員から収支報告書の修正報告があり、当該修正によって残余が生じた場合、残余額に相当する額の政務調査費の返納決定を行い、過年度の歳入として受け入れました。 今後は、使途基準及び運用方針等を

また、政務調査費として充当できない経費や 二重計上のある経費を含んだ収支報告書に基づ き、交付金の額の確定を行っているものがあっ

今後は、使途基準及び運用方針等を 遵守し、適正に執行されるよう会派及 び議員に対する周知に努めます。

c 政務調査費の収支報告書及び領収書等の写し の提出があったときは、これらの確認を行うと ともに、使途基準に従い使用されているかにつ いて調査等を行うこととされているが、提出さ れた調査研究費、資料購入費、広聴広報費、事 務費、事務所費、人件費の領収書において、使 途等の確認を十分に行うことなく、次のような 領収書等を有効なものとして受理しているもの があった。

政務調査費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、提出書類の記載内容が政務調査費の執行に係る留意事項どおりに記載されているか、適確な確認に努めます。

(a) 領収書に宛名や領収した内容の記載がなく、

また、領収書の書き方等の注意事項 については、会派及び議員に対し周知 文書を通知し、あらためて注意喚起を 促しました。 この場合、領収書等添付票の余白に記入することとされている宛名や支出名の記入も行われていないもの。

(b) 領収書の発行者が個人であるものについては、原則として、発行者の住所、氏名を発行者が自署し、押印する必要があるが、住所の記載や領収者の押印がなく領収書発行者の特定ができないもの。

《検討事項》

障害者自立支援基盤整備事業費補助金において、事業実施要綱では1事業所当たりの補助金の限度額が定められているが、1事業所の二つの共同生活住居の改修工事を2件の補助事業として扱ったことにより、補助金限度額を超えて補助金交付決定を行っているものがあるなど、事業実施要綱と補助金交付決定の内容が相違していることから、適切な補助事業の執行について、検討を行う必要がある。

障害者自立支援基盤整備事業費補助 金に当たっては、実施要綱の補助単価 の規定の中に、「共同生活住居について は、補助単価は1共同生活住居当たり とする」旨を明記し、実施要綱の記載 と補助金交付決定の内容を符号させる よう、要綱の改正を行いました。

(コ) その他の支出

《指導事項》

a 高等学校定時制課程教科書給与事業において、教科書の購入決定を行う場合は、給与対象者決定後に行わなければならないが、この決定を行う前に購入しているものがあった。

高等学校定時制課程教科書給与事業 の実施に当たっては、関係法令等を遵 守し、適正な事務処理に努めます。

b 前渡資金の支払事務においては、部局長が指 定する職員が、前渡資金の支払事務終了後、支 払事務の内容を確認し、その結果を書面に記録 することとされているが、これらを行っていな いものがあった。 前渡資金の支払事務に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

工事の請負契約に係る入札保証金の

免除に当たっては、関係法令等を遵守

し、保証金の免除要件を十分確認の上、

適正な事務処理に努めます。

エ 契約に係る事項

(ア) 工事契約

《指摘事項》

a 工事の請負契約に係る入札保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の入札保証金の納付を免除しているものがあった。

(部 局 名) (件数) (入札保証金相当額) ・後 志 教 育 局 1件 1,260,000円相当

・胆振教育局 3件

512,169円相当

・北見方面本部 1件

257,250円相当

b 庁舎外壁改修工事の執行において、当初の見 積合せ時に参加者が全員辞退したため、不成立 となったことを理由として、工事内容や工事数 量に変更がないのに単価を変更することによ り、予定価格を増額して、新たに入札を執行し

予定価格の設定等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。 ていた。

(上川総合振興局)

c 漁業取締船上架修理工事契約等において、入 札保証金及び契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じ くする契約を2回以上にわたって締結した実績 があるなどの場合は、その納付を免除すること ができることとされているが、当該免除要件に 該当しない者の入札保証金の納付を免除しているものが、5件、2,651万2,500円相当、当該免除要件に該当しない者の契約保証金の納付を免除しているものが、2件、228万8,160円相当あった。 (水産林務部) 工事契約等に係る入札保証金及び契約保証金の免除に当たっては、関係法令等を遵守し、保証金の免除要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

d 少額工事の随意契約において、無効とすべき 見積書の提出があった場合は、これを無効とし て契約手続を行わなければならないが、有効と なるよう見積書を再度提出させ、これを差し替 えているものがあった。 (東京事務所) 少額工事の随意契約における見積書 の取扱いに当たっては、関係法令等を 遵守し、適正な事務処理に努めます。

e 工事の請負契約に係る契約保証金については、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したものであることを理由として納付を免除することはできないが、これをできるものとして免除しているものが、1件、31万2,900円相当あった。

(釧路総合振興局)

工事の請負契約に係る契約保証金の 免除に当たっては、関係法令等を遵守 し、保証金の免除要件を十分確認の上、 適正な事務処理に努めます。

f 公宅修繕に係る少額工事の執行において、完成検査の時期を書面により明らかにしないときは、相手方が給付を終了し、その旨の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならないが、この期限を超えて検査を行っているものが、22件あった。

また、公宅修繕に係る少額工事代金の支出に おいて、支出命令者が誤った金額を支出命令し ているものが、1件あった。 (出納局) 公宅修繕に係る少額工事の執行に当たっては、完成検査の時期を書面により明らかにしない場合の完成検査の取扱いについて、検査を依頼する所属又は公宅入居者に対し、検査期限を示し検査を依頼するなど、適正な事務処理に努めます。

また、代金の支出に当たっては、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処 理をしました。

《指導事項》

a 少額工事の完成検査において、請負人から少額工事の完成の届出があったときは、検査員が完成検査を行うこととなっているが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。

少額工事の完成検査に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

b 予定価格調書を作成する契約の入札執行に係る決定書においては、予定価格を類推することが可能となる情報を記載しないこととされているが、建設工事及び委託業務の起工決定書において、設計金額等を記載した書面を添付しているものがあった。

予定価格調書を作成する契約の入札 執行に係る決定に当たっては、関係法 令等を遵守し、適正な事務処理に努め ます。

(1) 委託契約

《指摘事項》

庁舎等清掃委託業務契約において、予定価格 の積算を誤り最低制限価格を高く算定したこと から、落札者とすべき者を失格としたため、契 約額が5万7,750円割高となっていた。

(檜山振興局)

業務委託契約に係る予定価格の積算 及び最低制限価格の算定に当たっては、 関係法令等を遵守し、内容を十分確認 の上、適正な事務処理に努めます。

業務委託契約において、入札保証金及び契約 保証金については、過去2年間に地方公共団体 等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回 以上にわたって締結した実績があるなどの場合 には、その納付を免除することができることと されているが、当該免除要件に該当しない者の 入札保証金及び契約保証金の納付を免除してい るものがあった。

業務委託契約に係る入札保証金及び 契約保証金の免除に当たっては、関係 法令等を遵守し、保証金の免除要件を 十分確認の上、適正な事務処理に努め ます。

業務委託契約に係る入札保証金の免

除に当たっては、関係法令等を遵守し、

保証金の免除要件を十分確認の上、適

(部局名) (件数) (入札保証金相当額) (件数) (契約保証金相当額)

- 総務部 3件 206,010円相当 1件 98,700円相当
- •経済部 1件 98,175円相当 1件 2,494,165円相当
- 出納局 1件 76,125円相当 1件 144,900円相当
- · 函館方面本部 1件 68,250円相当 1件 136,500円相当

業務委託契約において、入札保証金について は、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規 模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって 締結した実績があるなどの場合には、その納付 を免除することができることとされているが、 当該免除要件に該当しない者の入札保証金の納 付を免除しているものがあった。

(部) 局 名) (件数) (入札保証金相当額)

1件

5件

落札者としていた。 (帯広高等技術専門学院)

・漁業研修所 1件 367,500円相当

・根室振興局

・上川教育局

369,117円相当

•議会事務局 1件

888,300円相当 792,750円相当

d 庁舎清掃業務委託契約において、最低制限価

業務委託契約に係る最低制限価格の 格を低く算定したことから、失格とすべき者を 算定に当たっては、関係法令等を遵守

正な事務処理に努めます。

し、内容を十分確認の上、適正な事務 処理に努めます。

e 鉱山坑廃水調査業務委託契約に係る一般競争 入札の執行において、無権代理人の提出した入 札書は無効としなければならないが、有効なも のとして入札に参加させているものがあった。

業務委託契約に係る一般競争入札の 執行に当たっては、関係法令等を遵守 し、適正な事務処理に努めます。

(経済部)

委託契約に係る予定価格の積算において、学 識経験者等による委員会の設置を行わせる調査 研究業務の諸経費は、調査研究業務委託料積算 基準に基づき、直接経費から委員会開催に係る 委員手当等の特別直接経費を除いた額に諸経費 率を乗じて算出することとされているが、この 算出を誤ったことから、契約金額が割高となっ ているものが、1件、8万5,365円あった。

委託契約に係る予定価格の積算に当 たっては、関係法令等を遵守し、積算 内容を十分確認の上、適正な事務処理 に努めます。

(環境生活部)

g 緊急再就職訓練委託業務において、契約を締結しようとするときは、1件の予定価格が100万円以上の場合は、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していなかった。

また、見積合せの相手方から見積書を徴取しなければならないが、これを行っていなかった。 (旭川高等技術専門学院) 委託業務における契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な 事務処理に努めます。

h ホッカイドウ競馬魅力アップ事業委託業務において、契約保証金については、過去2年間に国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の契約保証金の納付を免除しているものが、1件、201万2,100円相当あった。

また、プロポーザル方式により契約を行った場合は、随意契約の結果公表を行うときに併せて審査結果を公表することとされているが、これを行っていなかった。 (農政部)

業務委託契約に係る契約保証金の免除に当たっては、関係法令等を遵守し、保証金の免除要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

i 委託業務の内容が準委任に属するものである場合において、当該業務が完了したときは、処理成果を記載した実績報告書等を提出させ、当該書類を審査の上、委託料の額を確定しなければならないが、収支精算書に対象外経費が含まれているにもかかわらず、この額を含めて額の確定を行ったことから、委託料の支出が過大となっているものが、2件、60万4,362円あった。

また、プロポーザル方式により随意契約を締結したときは、随意契約の結果を公表し、併せてプロポーザル方式の審査結果等を公表しなければならないが、これらを行っていなかった。

委託料の額の確定及び随意契約結果 等の公表に当たっては、関係法令等を 遵守し、関係書類を十分確認の上、適 正な事務処理に努めます。

(胆振総合振興局)

j 肝疾患相談事業委託業務において、委託料に より取得した物件又は権利があるときは、当該 委託業務の完了後、速やかに道に移転させるこ ととされているが、これを行わせていないもの が、3件、30万4,290円分あった。(保健福祉部)

* 本事例については、前年度の定期監査において指導 事項となっていたが、改善が図られていなかったため、 指摘事項とした。 委託業務により取得した物件に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、当該物件については、物品の 受入決定及び備品の登録をしました。

《指導事項》

a 委託契約に係る一般競争入札の告示において、消費税及び地方消費税等を滞納している者でないことを資格要件の一つとして定めているが、これを証する書類として、消費税及び地方消費税等に係る納税証明書の提出を求めることなく、資格審査を行っているものがあった。

また、暴力団関係事業者等でないことを入札 参加者の資格要件の一つとしなければならない が、資格要件としていないものがあった。 一般競争入札の参加資格要件及び資格審査に当たっては、関係法令等を遵守し、資格要件を証するために必要な書類を徴するなど、適正な事務処理に努めます。

排水設備清掃業務委託に係る一般競争入札に おいて、当該業務に係る処理要領には、産業廃 棄物の運搬に係る業務を含んでいるが、入札参 加者の資格要件の一つとして産業廃棄物の運搬 に係る資格が必要であることを示さずに告示し ているものがあった。

一般競争入札に係る参加資格要件の 告示に当たっては、関係法令等を遵守 し、契約内容に必要な資格要件を定め、 適正な事務処理に努めます。

業務委託に係る一般競争入札の執行におい て、知事があらかじめ定めた種類以外の契約に ついて、契約ごとの入札参加資格を定めたとき は、これを公示することとされているが、これ を行わず、入札の公告において入札参加資格を 示しているものがあった。

一般競争入札の執行に当たっては、 関係法令等を遵守し、入札参加資格要 件を公示するなど、適正な事務処理に 努めます。

また、当該入札公告において、誤った内容の 資格要件を告示していた。

特定建築物環境衛生管理業務委託に係る予定 価格の積算において、特段の理由もなく、特殊 作業員単価を割り増したため、予定価格が過大 となっているものがあった。

委託契約に係る予定価格の積算に当 たっては、関係法令等を遵守し、積算 内容を十分確認の上、適正な事務処理 に努めます。

e 清掃業務委託に係る予定価格の積算におい て、直接物品費で率計上されている経費を消耗 品費で更に計上したことから、予定価格が過大 となっているものがあった。

委託契約に係る予定価格の積算に当 たっては、関係法令等を遵守し、積算 内容を十分確認の上、適正な事務処理 に努めます。

環境衛生管理業務委託に係る入札の執行にお いて、当該契約と種類及び規模をほぼ同じくす る契約を締結したことなどを入札参加資格要件 としているが、規模についての判断基準を明確 にしないまま資格審査を行っているものがあっ

業務委託に係る入札の執行に当たっ ては、入札参加資格要件の判断基準を 明確にし、適正な事務処理に努めます。

構内除排雪業務委託契約に係る予定価格の決 定において、積算された金額を変更する特段の 理由がないにもかかわらず、これと異なる額を 予定価格としているものがあった。

予定価格の決定に当たっては、関係 法令等を遵守し、適切な執行に努めま

委託業務に係る予定価格調書の作成に当た り、最低制限価格の入札書比較価格を算出する 際に1円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げることとなっているが、これを切り 捨てているものがあった。

委託契約に係る予定価格の積算に当 たっては、関係法令等を遵守し、積算 内容を十分確認の上、適正な事務処理 に努めます。

トイレ清掃業務委託に係る予定価格の積算に おいて、清掃員単価を誤ったため、予定価格が 過少となっているものがあった。

委託契約に係る予定価格の積算に当 たっては、関係法令等を遵守し、積算 内容を十分確認の上、適正な事務処理 に努めます。

本庁所管部が定めた単価により各総合振興局 等が契約を締結した委託業務において、本庁所 管部は単価を構成する郵送経費、鉄道運賃に含 まれる消費税等相当額を除算して契約単価を定 める必要があったが、消費税等を含めたまま契 約単価を定めて各総合振興局等に通知したこと│事務を担当する職員に周知を図りまし

委託契約に係る事務処理一件当たり の単価を定める場合に当たっては、適 正な事務処理に努めます。

なお、消費税及び地方消費税に係る 財務会計事務の取扱いについて、契約 から、委託料を支払う際に、各総合振興局等が一た。 消費税等の率相当額を更に加算して支払ったた め、契約金額が割高となっているものがあった。

k 警備業務委託契約において、1件の予定価格 が100万円を超える特命随契をする場合は、入 札参加者指名選考委員会の審議を経なければな らないが、これを行っていないものがあった。

業務委託契約に係る特命随契に当た っては、関係法令等を遵守し、適正な 事務処理に努めます。

1 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公 告において、道税等を滞納している者でないこ とを参加資格要件の一つとして定めているが、 これを証する書類として、道税等に係る納税証 明書の提出を求めることなく、資格審査を行っ ているものがあった。

また、プロポーザル方式による随意契約を締 結したときは、速やかに随意契約の結果を公表 し、併せてプロポーザル方式の審査結果等を公 表しなければならないが、これらを行っていな いものがあった。

委託契約に係る公募型プロポーザル 方式の参加資格要件の審査及び結果等 の公表に当たっては、関係法令等を遵 守し、資格要件を証するために必要な 書類を徴するなど、適正な事務処理に 努めます。

m 機械警備業務委託契約において、入札執行後、 予定価格調書を差し替えているものがあった。

業務委託契約に係る予定価格調書の 作成に当たっては、関係法令等を遵守 し、適正な事務処理に努めます。

n 庁舎清掃業務委託契約において、委託料の支 払は、清掃作業結果を記載した作業日誌や業務 報告書を提出させ、履行確認後に行う必要があ るが、庁舎清掃のうち年1回行う定期清掃につ いて、受託者から作業日誌が提出されておらず これに係る履行確認も行わないまま委託料を支 払っているものがあった。

庁舎清掃業務に係る委託料の支払に 当たっては、受託者から提出される作 業日誌等により業務の履行状況を十分 確認の上、適正な事務処理に努めます。

委託契約において、業務の内容が準委任に属 するときは、業務終了後に実績報告書及び収支 精算書の提出を受け、委託料の額を確定し受託 者に通知することとされているが、これらを行 っていないもの及び業務完了時の検査員に指定 された者以外の者が検査を実施しているものが あった。

準委任に属する委託契約の額の確定 に当たっては、関係法令等を遵守し、 関係書類等を十分確認して額の確定を 行い、受託者に通知するなど、適正な 事務処理に努めます。

また、完了検査に当たっては、指定 された者が検査を実施するよう、適正 な事務処理に努めます。

浄化槽清掃保守点検委託業務において、受託 者が委託業務の一部を再委託する場合には、あ らかじめ委託者が書面により承諾することとさ れているが、再委託に当たってこの手続を行っ ていないものがあった。

委託業務の執行に当たっては、契約 書の条項を遵守し、適正な事務処理に 努めます。

q 清掃業務を委託の方法により執行しようとす るときは、行わせようとする業務の内容に応じ た処理の方法等を定めた委託業務処理要領を作 成しなければならないが、委託業者に提示した 業務処理要領の内容が、必要とする業務の内容 と大きく異なっているものがあった。

委託業務の執行に当たっては、関係 法令等を遵守し、業務処理要領の内容 を十分確認の上、適正な事務処理に努 めます。

清掃業務委託に係る特定随意契約の方法によ

業務委託に係る特定随意契約に当た

る契約において、契約を履行できる者が複数存在する場合には、指名した者の中から選定する方法又は公募に応じた者の中から選定する方法のいずれかによらなければならないが、これによることなく、1者から見積書を徴取し契約を締結していた。

また、当該契約の発注の見通しに関する事項 等については、閲覧に供することにより公表し なければならないが、これを行っていなかった。 っては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

また、契約の発注の見通しに関する 事項等については、ホームページに掲載し公表しました。

《検討事項》

a 大雨等による土木施設の被災に際し、緊急に 巡視・調査業務を実施する必要がある場合は、 災害等の緊急対応の手続に関する建設部長通達 に基づき、見積合せや契約を事前に行わずに施 行を依頼できることとなっているが、入札等に よる業務委託が可能と思われる災害申請用の設 計書作成業務等を同手続により施行依頼してい るもあることから、同通達の対象とする業 務内容等を明確にするよう検討する必要があ る。 災害等の緊急対応の手続に当たっては、業務内容や適用範囲などが明確となるよう「災害等の緊急対応の手続について」の一部を改正し、各総合振興局長及び留萌振興局長に通知しました。

b 職業訓練に係る委託業務の執行において、委託料の対象となる経費は実支出を伴う経費のほかに実支出を伴わない経費であっても減価償却費等を委託料の算定に含めている場合があるが、委託訓練の会場となる建物は受託者が市や町から無償で借り受けていることから、建物であるのや受託者が所有する建物やパソコン等の備品について、減価償却費や損料等の額を超えて使用料を算定しているものがあることから、適正な積算方法や精算方法について検討する必要がある。

職業訓練に係る委託業務の積算方法 や精算方法に当たっては、各技術専門 学院等との協議・調整等を行い決定し、 適切な積算方法などを各高等技術専門 学院等に周知しました。

(ウ) その他の契約

《指摘事項》

a 暖房用燃料購入の単価契約に係る入札の執行において、無権代理人が提出した入札書は無効としなければならないが、入札の権限を委任されていない者が提出した入札書を有効なものとして入札に参加させているものがあった。

物品購入の契約に係る入札の執行に 当たっては、関係法令等を遵守し、適 正な事務処理に努めます。

(釧路方面本部)

b 道有林野産物売払契約に係る入札の執行において、入札保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合は、その納付を免除することができることとされているが、当該免除規定に該当しない者の入札保証金を免除しているものが、1件、26万3,918円相当あった。(上川総合振興局)

道有林野産物売払契約に係る入札保証金の免除に当たっては、関係法令等を遵守し、保証金の免除要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

c 車両修繕に係る見積合せの執行において、無

物品修繕の契約に係る見積合わせの

権代理人が提出した見積書は無効としなければ|執行に当たっては、関係法令等を遵守 ならないが、見積りの権限を委任されていない 者が提出した見積書を有効なものとして見積合 せに参加させているものがあった。

し、適正な事務処理に努めます。

(釧路警察署)

d 印刷物の製造契約に係る見積合せの執行にお いて、押印のない見積書は無効としなければな らないが、代表者印の押印のない見積書を有効 なものとして見積合せに参加させているものが あった。 (釧路方面本部)

物品製造の契約に係る見積合わせの 執行に当たっては、関係法令等を遵守 し、適正な事務処理に努めます。

e 物品購入に係る定時見積合せの執行におい て、記名のない見積書は無効としなければなら ないが、代表者名の記名のない見積書を有効な ものとして見積合せに参加させ、契約を締結し ているものがあった。 (胆振総合振興局)

物品購入に係る定時見積合わせの執 行に当たっては、関係法令等を遵守し、 適正な事務処理に努めます。

委託契約の締結において、業務委託を単価契 約の方法により執行しようとするときは、当該 支出負担行為の内容を明らかにした決定書によ り決定しなければならないが、これを作成して いないものがあった。

また、単価契約を行う専決権限を有する職に ついては、留萌振興局事務決裁細則で定められ ているが、権限を有しない者が専決しているも のがあった。 (留萌振興局)

委託契約の締結に当たっては、支出 負担行為の内容を明らかにした決定書 の作成を徹底するとともに、専決権限 を有する職を十分確認の上、適正な事 務処理に努めます。

物品の修繕契約における契約締結において、 契約保証金については、過去2年間に地方公共 団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2回以上にわたって締結した実績があるなどの 場合は、その納付を免除することができること とされているが、当該免除規定に該当しない者 の契約保証金を免除しているものが、1件、29 (後志総合振興局) 万9,528円相当あった。

物品の修繕契約に係る契約保証金の 免除に当たっては、関係法令等を遵守 し、保証金の免除要件を十分確認の上、 適正な事務処理に努めます。

生徒健康診断に係る単価契約において、物品 の購入等に係る単価契約については、契約書の 作成を省略することができないが、これを作成 していなかった。 (北広島高等学校)

生徒健康診断に係る単価契約に当た っては、関係法令等を遵守し、適正な 事務処理に努めます。

i 産業廃棄物処理業務委託契約の締結に当たっ ては、法令により、書面により行わなければな らないが、契約書を作成していないものが、1 件、7万9,359円あった。 (上川総合振興局)

産業廃棄物処理業務委託契約の締結 に当たっては、関係法令等を遵守し、 適正な事務処理に努めます。

物品の購入において、緊急に必要な物品を購 入するためとして、物品購入決定書を作成した が、緊急に必要な物品を購入する場合には、物 品を必要とする日が標準的には、おおむね発注 の2週間後の日より早い場合とされていること から、3週間を超える当該購入は、これに該当 しないとして、発注時に作成した物品購入決定 書とは異なる決定書を納品後に作成しているも のがあった。

物品の購入に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま

さらに、当該決定書の納品年月日等が事実と 異なっていたことから、再び決定書を作成し直 していた。 (苫小牧工業高等学校)

《指導事項》

自動車用燃料の購入に係る制限付一般競争入 札の執行において、公告に示した入札参加資格 要件の内容について審査を適切に行わないま ま、入札参加資格があるとして申請者に通知し ているものがあった。

制限付一般競争入札の執行に当たっ ては、入札参加資格要件を十分確認の 上、適正な事務処理に努めます。

b 賃貸借契約に係る一般競争入札の執行におい て、知事があらかじめ定めた契約の種類に応じ た入札参加資格者により行うか、その定めがな い場合は、契約ごとに必要な資格を定めて資格 の有無を審査し、有資格者により入札を行うこ ととされているが、知事があらかじめ定めた契 約の種類に該当しない物品の賃貸借契約におい て、物品の購入契約等の入札参加資格を有して いることを、入札に参加する者に必要な資格の 一つとして告示を行っているものがあった。

一般競争入札の執行に当たっては、 関係法令等を遵守し、契約の種類に応 じて必要な資格を十分確認の上、適正 な事務処理に努めます。

c 道道工事等により発生した鉄くず等の売払い の入札において、知事があらかじめ定めた種類 以外の契約について、契約ごとの入札参加資格 を定めたときは、これを公示することとされて いるが、これを行わず、入札の公告において入 札参加資格を示しているものがあった。 また、当該入札公告において、誤った内容の

資格要件を告示していた。

一般競争入札の執行に当たっては、 関係法令等を遵守し、入札参加資格要 件の公示など、適正な事務処理に努め ます。

d 物品交換契約において、1件の予定価格が 160万円を超える特命随契をする場合は、入札 参加者指名選考委員会の審議を経なければなら ないが、これを行っていないものがあった。

物品交換契約に係る特命随契に当た っては、関係法令等を遵守し、適正な 事務処理に努めます。

e 生産品を売り払おうとするときは、売払予定 価格を定めた上で、売り払わなければならない が、予定価格を定めないまま、売払いを行って いるものがあった。

生産品の売払いに当たっては、予定 価格を定めるなど関係法令等を遵守し、 適切な事務処理に努めます。

f 複写機の賃貸借契約において、見積書の提出 依頼の通知をする場合には、見積書の提出に必 要な事項等を記載しなければならないが、流動 資産担保融資保証制度に係る債権譲渡の取扱い の対象とされていない契約であるにもかかわら ず、取扱いの対象となる旨記載するなど、不適 切な通知となっているものがあった。

見積書の提出依頼の通知に当たって は、関係法令等を遵守し、見積書の提 出に必要な事項等が適切に記載されて いるか十分確認の上、適正な事務処理 に努めます。

g 定期刊行物の購入において、履行確認検査は、 毎月2回以上納入される新聞等にあっては、1 箇月分を取りまとめて行い、定期刊行物購入決 定書の所定欄に納入月日等の所要事項を記載の 上、押印することとされているが、これを行っ ていないものがあった。

定期刊行物の検査に当たっては、関 係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。

h 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員を検査員に指定し、これを行わせているものがあった。

物品の納入における検査員の指定に 当たっては、関係法令等を遵守し、適 正な事務処理に努めます。

i 自動車リース契約において、装備品であるスタッドレスタイヤ及びスノーブレードについては、契約書特記事項により、使用から2年を経過したときに未使用品と交換することとなっているが、これらの物品について、交換時の履行確認を行っていないものがあった。

借上契約の履行確認に当たっては、 契約書特記事項を遵守し、適正な事務 処理に努めます。

j 物品を売り払おうとするときは、物品売払決 定書により、売払いの決定をしなければならな いが、不用品の売払いに当たって、売払いの決 定前に複数回にわたって購入予定者に物品の引 渡しを行い、後日まとめて売払決定を行ってい るものがあった。 物品の売払いに当たっては、関係法 令等を遵守し、適正な事務処理に努め ます。

k 道の所有に属する物品の売払いに当たって は、原則として売払代金の完納後に当該物品を 引き渡さなければならないが、完納前に引き渡 しているものがあった。 物品の売払いに当たっては、関係法 令等を遵守し、適正な事務処理に努め ます。

オ 財産に係る事項

(ア) 公有財産

《指導事項》

a 教育財産等の管理において、教育財産等管理 者は、常にその管理する教育財産等について、 その現況を把握し、特に利用の適否に関する事 項等に注意し、管理のため必要があるときは直 ちに適切な措置を講じなければならないが、教 育財産である校内敷地に、道以外の者である父 母の会等が、部室等に利用するためプレハブ物 置等を設置しているにもかかわらず、教育財産 の使用の許可又は寄附に係る事務処理を行って いないものがあった。 教育財産等の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。なお、道以外の者が設置した財産については、寄附受納が可能な ものは手続きを進めることとし、危険 なものについては解体するなどの措置 を講じることとしました。

b 自動販売機に係る教育財産の使用許可において、許可面積の算定を誤ったため、使用料を過少に徴収しているものがあった。

教育財産の使用許可に係る面積の算 定に当たっては、算定方法を十分確認 の上、適正な事務処理に努めます。

c 自動販売機に係る行政財産の使用許可に伴う 使用料の徴収において、使用許可面積を誤った ことから、使用料が過大となっているものがあ った。

また、使用料のうち、加算料金について、計量器等によって使用実績が判明するものにあっては、これに基づき算定した額としなければならないが、電力使用量を誤ったことから、加算

行政財産の使用許可に係る使用料及 び加算料金の算定に当たっては、関係 法令等を遵守し、適正な事務処理に努 めます。

d 行政財産の使用許可に係る加算料金の算定に

料金が過大となっているものがあった。

行政財産の使用許可に係る加算料金

おいて、申請者等の使用状況を勘案した率の算 定を誤ったことから、使用者に負担させる加算 料金が過少となっているものがあった。

の算定に当たっては、関係法令等を遵 守し、適正な事務処理に努めます。

教育財産の管理において、建物の新・増築や 取壊しがあった場合は、必要な登記を行わなけ ればならないが、これを行っていないものがあ った。

また、教育財産台帳に図面を附属しなければ ならないが、これを行っていないものがあった。

教育財産の管理に当たっては、関係 法令等を遵守し、適正な事務処理に努 めます。

なお、建物の新・増築や取壊しがあ ったものについては登記を行い、財産 台帳に図面を附属していないものにつ いては、図面を整備しました。

f 行政財産を道以外の者が使用しようとすると きは、あらかじめ、行政財産使用許可申請書を 提出させ、その内容を審査の上、使用を許可し なければならないが、これらの手続を遡及して 行っているものがあった。

また、その結果として使用料の収納が遅延し ていた。

行政財産の使用許可に当たっては、 関係法令等に基づき、あらかじめ、使 用許可申請書提出させることを徹底し、 適正な事務処理に努めます。

また、使用料の収納に当たっては、 遅延のないよう、適正な事務処理に努 めます。

行政財産の使用許可において、使用許可の適 用条文を誤り、使用料を免除できない場合に該 当するにもかかわらず、使用料を免除している ものがあった。

行政財産の使用許可に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

物品 **(1)**

《指摘事項》

公用車等物品の損傷が発生し、修繕費用を支 出しているものがあった。

(部) 局 名) (件数) (金 額) • 空知総合振興局 4件 1, 184, 439円 • 石 狩 振 興 局 1件 124,908円 • 後志総合振興局 3件 732,601円 •日高振興局 123,070円 3件 • 渡島総合振興局 254,931円 6件 オホーツク総合振興局 5件 556,480円 • 十勝総合振興局 4件 739, 320円 釧路総合振興局 1件 130,053円 ・江 差 警 察 署 2件 133,641円 •留 萌 警 察 署 128,436円 1件 •遠軽警察署 1件 88,574円

物品の管理及び使用に当たっては、 損傷等が発生することがないよう、職 員に注意を喚起し、再発防止に努めま す。

b 公用車の損傷が発生し、修繕費用の支出があ

また、部局長は、物品が損傷したときは、事 故報告書により知事に報告しなければならない が、これを行っていないものがあった。

局 名) (件数)

(金 額)

• 札幌高等技術専門学院

1件

115,720円

上川総合振興局

4件

541.649円

損傷等が発生することがないよう、職 員に注意を喚起し、再発防止に努めま

物品の管理及び使用に当たっては、

なお、未提出であった事故報告書は、 知事に報告しました。

c 古平栽培漁業実習場の漁艇が損傷し、修繕費 用として、2件、102万1,045円の支出があった。 また、学校長は、その使用に係る物品が損傷 したときは、事故報告書により知事に報告するし安全航行と事故防止に努めます。

漁艇の運転に当たっては、運転前点 検、運転後点検を励行するとともに、 操船の技術向上に向けた研修等を実施 こととされているが、これを行っていなかった。 (小樽水産高等学校)

また、物品の損傷事故報告について は、関係法令等を遵守し、適正な事務 処理に努めます。

- d 貸付被服の購入において、年間を通じて着用 するものは6月1日に貸付けを行うことになっ ているが、この日を過ぎて購入し、貸付けを行 っているものがあった。 (渡島総合振興局)
 - * 本事例については、前年度の定期監査において指導 事項となっていたが、改善が図られていなかったため、 指摘事項とした。

貸付被服の購入に当たっては、関係 法令等を遵守し、適正な事務処理に努 めます。

e 被服の購入において、実際の納入年月日に関 係なく、被服貸与規程に定められた貸付日を納 入年月日とする納品書の作成を供給人に依頼し ているものがあった。

また、購入決定時に供給人に示した規格と異 なる被服を使用する部局の要望により納品させ たにもかかわらず契約変更等の手続を行うこと なく、購入決定時の規格を記載した納品書の作 成を供給人に依頼しているものがあった。

(十勝教育局)

物品の購入に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま

郵便切手については、その受払いを郵便切手 受払簿に記録するとともに、1箇月分ごとに所 属長の確認を受けなければならないが、これら を行っていなかった。

また、前年度に作成した受払簿を複写して、 当該年度の受払簿であるかのように装って、受 払いを適正に行っていることとしていた。

(宗谷総合振興局)

郵便切手の管理に当たっては、関係 法令等を遵守し、適正な事務処理に努 めます。

g ダム建設付替道路の改良工事による工事発生 材の売払いに当たって、当該発生材の亡失によ り、1件、17万9,795円の損失があった。

(胆振総合振興局)

工事発生材の管理に当たって、関係 法令等を遵守するとともに、厳正な管 理等を図るため、「工事発生材の取扱い」 を改正して、会議及び研修会等におい て周知するなど、適正な管理に努めま す。

《指導事項》

寄附により物品を取得しようとするときは、 寄附者から寄附申込書を徴し、当該物品の受入 れの決定などの手続を行わなければならない が、これを行っていないものがあった。

また、物品からの編入により教育財産等を取 得しようとするときは、編入決定書により、当 該物品を教育財産等として受け入れしなければ ならないが、これを行っていないものがあった。

寄附による物品の取得に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

b 1監査実施部局において、公用車の損傷が発 生し、修繕費用を支出しているものがあった。

公用車の管理及び使用に当たっては、 損傷等が発生することがないよう、職 員に注意を喚起し、再発防止に努めま す。

物品の管理において、委託契約に係る業務処 理に伴い受託者から引渡しを受けた成果品のう | 等を遵守し、適正な事務処理に努めま

物品の管理に当たっては、関係法令

ち、ビデオソフトなど物品として管理する必要 があるものについては、生産物として受入決定 を行い物品として管理することとされている が、成果品として提出された記録映画を保存し たDVDについて、この事務を行っていないも のがあった。

なお、当該物品について、受入決定 を行い、備品記録票を作成しました。

d 物品の借上げに当たっては、検査員を指定し、 当該借上物品の種類及び数量について検査を行 うとともに、物品受入決定書を作成することな どとされ、また、当該物品につき返還すべき事 由が生じたときは、物品払出決定書を作成する とともに、相手方から物品受領書を徴すること などとされているが、複写機の借上げにおいて、 これらの手続が行われていないものがあった。

物品の借上げに当たっては、関係法 令等を遵守し、適正な事務処理に努め ます。

自動車燃料の購入については、一括して単価 契約を締結しているが、誤って当該単価契約の 相手方でない者の給油所で給油をしたため、そ の者から請求を受けた後、物品購入決定書を作 成し、支出しているものがあった。

自動車燃料の購入に当たっては、契 約内容を十分確認の上、適正な事務処 理に努めます。

f 郵便物の不足料金を切手で支払う場合は、郵 便切手受払簿に不足料金を記載し、不足料金を 支払うことなどとなっているが、不足料金が記 載された不足料金貼付用葉書に不足料金分切手 を添付した写し等を保管していないため、不足 料金を確認できないものがあった。

郵便物の不足料金を切手で支払う場 合に当たっては、不足料金貼付用葉書 に不足料金分切手を添付した写しを保 管する等、適正な事務処理に努めます。

薬品の管理において、毒物及び劇物は、専用 の保管庫に保管し、その他の一般薬品とは、そ れぞれ別に保管しなければならないが、これを 行っていないものがあった。

薬品の管理に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま す。

また、毒物及び劇物の容器や貯蔵場所等には、 医薬用外の文字及び毒物又は劇物の文字を表示 しなければならないが、これを行っていないも のがあった。

なお、毒物及び劇物については、そ れぞれ表示をした別の保管庫に保管し ました。

h 薬品の管理において、危険物の類別によって は、可燃物との接触等を避けることとされてい るが、危険物を可燃物と同一の薬品整理棚に保 管しているものがあった。

薬品の管理に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま す。

なお、可燃物との接触等を避けるこ ととされている危険物については、可 燃物と別の薬品整理棚に保管しました。

物品の管理において、委託契約に係る業務の 処理に伴い受託者から引渡しを受けた成果品の うち、多数の報告書など物品として管理する必 要があるものについては、生産物としての受入 決定を行い、物品として管理することとされて いるが、成果品として提出された報告書等につ いて、この事務を行っていないものがあった。

物品の管理に当たっては、関係法令 等を遵守し、適正な事務処理に努めま す。

物品管理主任の保管に係る物品について亡失 があったときは、校長は、その事実を確認の上、 当該物品の払出しの決定をしなければならない│は、その事実を確認の上、当該物品の┃

物品の管理に当たっては、関係法令 等を遵守し、物品に異動があった場合 が、薬品等の盗難事件があったにもかかわらずこれを行っていないものがあった。

払出決定を行うなど、適正な事務処理 に努めます。

k 現金領収証書の管理について、現金領収証書 管理者は、現金領収証書を物品管理主任又は物 品供用員から払出しを受け、所属の収入取扱員 に払い出すこととされているが、他の現金領収 証書管理者に所属する収入取扱員に現金領収証 書を払い出しているものがあった。

現金領収証書の管理に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

1 現金領収証書の管理について、現金領収証書 管理者は、現金領収証書の管理のため、現金領 収証書受払簿を備え付けなければならないが、 これを備え付けていないものがあった。

現金領収証書の管理に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

m 実習に伴い発生した鉄くず等については、鉄 くず等に係る物品の生産報告と物品の受入決定 の手続を行わなければならないが、これらの手 続を行っていないものがあった。 実習に伴い発生した鉄くず等の取扱いに当たっては、関係法令等を遵守し、 適正な事務処理に努めます。

n 工事発生材の売払いに当たり、当該発生材の 亡失による損失があった。 工事発生材の管理に当たっては、早期売却の検討及び現地確認を適宜実施するなど、適正な管理に努めます。

o 物品を売り払おうとするときは、当該物品に ついて、不用の決定を行った上、物品売払決定 書により売払いの決定を行わなければならない が、これらの手続を行っていないものがあった。 生産品の売払いに当たっては、関係 法令等を遵守し、物品売払決定書の事 前作成を徹底し、適正な事務処理に努 めます。

《検討事項》

a 薬品の管理において、管理責任者は、定期的に毒物等の薬品を実測し、点検、確認の上、薬品受払及び保管管理点検確認表により校長等の検印を受けなければならないが、手引などにおいて当該実測値を受払簿等に記録することとしていないため、点検確認時に実測値を確認することができず、長期にわたり、実測していないのに実測したものとして校長等が検印を行っているものがあった。

また、実測の結果、現在量と受払簿の数量との間に不符合があった場合の取扱いについて明確に定めていないため、不符合の原因を確認できないものがあることから、今後、点検、確認の具体的な方法等について明らかにするよう検討する必要がある。

理科薬品等の管理に当たっては、「理 科薬品等の取扱いに関する手引」に注 いて、「薬品の保管・管理に関する注意 事項」として示しているが、点検確認 等が適切に行われていない学校がに係 をことから、日常の点検・確認に行 をごき事項や、薬品の管理責任者の適 要件を示すなど、理科薬品等の 管理が図られるよう各道立学校に通知 しました。

また、「理科薬品等の取扱いに関する 手引」について、必要な見直しを行う とともに、新たに薬品の受払点検記録 簿・点検確認票の様式を定め、点検・ 確認及び記録の具体的な方法を示すな ど、理科薬品等の適正な保管・管理の ための遵守事項等について周知、徹底 を図りました。

b 農作物生育状況調査に係る報償物品の取扱いについて、購入した報償物品の納品時には、給付内容や数量の確認を行わなければならないが、包装された状態で納品されているため、確認が困難となっているものや、協力農家への交付確認を行っていないものなどがあることから、適切な取扱方法について、検討を行う必要

農作物生育状況調査に係る報償物品の取扱いについては、納品時の適正な取扱いを検討し、その取扱い方法について、総合振興局及び振興局に通知しました。

がある。

カ 工事(技術)に係る事項

(ア) 設計

《指摘事項》

a 道路改良工事において、既設の歩行者自転車 用柵を再設置するに当たり、柵高を標準の1.1 mとすべきところ、1.0mで設計した箇所があった。

また、隣接する既設橋梁の転落防止柵とのすき間に留意して設計すべきところ、約60 c mのすき間が生じており、歩行者等が柵をすり抜けて路外に転落する危険があり、安全確保のための改善が必要であった。 (空知総合振興局)

し、適切な設計に努めます。 なお、当該現場については、安全確 保のため、柵高の嵩上げ及びすき間に 防護柵の設置を行いました。

工事の設計に当たっては、現場状況

を的確に把握したうえで、その設計内

容を十分検討するよう関係職員を指導

b 治山工事において、既設の治山ダムに新たな 魚道を設置する工事に当たり、管理する職員等 が魚道の維持管理等を行うために使用する法面 とダム提体上部の通路等には、労働安全衛生規 則に基づいて、墜落等による危険を防止するた めの囲い等の設備を設置しなければならならな いが、これを行っておらず、安全確保のための 改善が必要であった。 (上川総合振興局) 工事の設計に当たっては、維持管理 をする職員の安全確保のために労働安 全衛生規則に基づいた安全施設となる よう職員を指導し、適切な設計に努め ます。

また、ダム堤体上部の通路等には、 安全施設を設置して、安全を確保しま す。

《指導事項》

a 農道改良工事において、路盤工の設計に当たり、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、 供給の可否にかかわらず路盤材料等にコンクリート再生骨材を使用する設計とすべきところ、 天然骨材を使用するものとしていた。

また、施工時には、再生骨材の供給量を確認して使用材料を決定すべきところ、これを行っていないものがあった。

工事の設計に当たっては、建設副産物適正処理マニュアル及び関係法令等に基づいた設計となるよう関係職員を 指導し、適正な設計に努めます。

b 海岸工事において、消波工の設計に当たり、 波力によって散乱、崩壊しないように十分な重 量のブロックとすべきところ、一部、設計基準 より軽いブロックのみで設計していたことか ら、波力に対し消波機能が不足するため改善が 必要なものがあった。 工事の設計に当たっては、設計基準 を十分確認するよう関係職員を指導し、 適切な設計に努めます。

なお、当該工事については、設計基準に合致するブロックで被覆する設計変更により是正しました。

(イ) 積算

《指導事項》

a 漁港整備工事において、ポリエチレン製取付管設置の積算に当たり、建設部の積算基準に適用できる歩掛りがないときは、見積書の徴取などにより新たな歩掛りを策定し、試験施工をあらかじめ行い歩掛りを検証しなければならないが、これらを行わず適用の範囲外である下水道工事の歩掛りを基に積算しているものがあった。

工事の積算に係る積算基準の適用に 当たっては、内容を十分確認するよう 関係職員を指導し、適切な積算に努め ます。

b 鋼橋架設工事において、仮橋基礎杭の引抜き

工事の積算に係る歩掛の適用に当た

の積算に当たり、1日当たりの施工本数を誤っ一っては、積算基準の内容を十分確認す たことから、設計金額が過少となっているもの があった。

るよう関係職員を指導し、適切な積算 に努めます。

道路改良工事において、工事費の積算に当た り、共通仮設費率及び現場管理費率は施工地域、 工事場所を考慮して補正することとされ、当該 地域等が山間僻地の場合は所定の補正値を加算 することとされているが、誤って過大な補正値 を加算して積算したため、設計金額が過大とな っているものがあった。

工事の積算に係る諸経費の適用に当 たっては、現地状況を考慮し、積算要 領を十分確認するよう関係職員を指導 し、適切な積算に努めます。

d 河川工事において、排水工及び導流堤施工に 伴う仮設工の積算に当たり、コンクリート構造 物の高さに応じた型式の防寒囲いにより積算す べきところ、誤って高さの低い構造物に適用す る型式により積算したため、設計金額が過少と なっていたほか、仮排水に必要な水替ポンプの 使用日数を少なく積算したため、設計金額が過 少となっているものがあった。

仮設工事の積算に当たっては、積算 基準の適用を十分確認するよう関係職 員を指導し、適切な積算に努めます。

漁港海岸工事において、工事費の積算に当た り、共通仮設費率及び現場管理費率は施工地域、 工事場所を考慮して補正することとされ、工事 場所の50m以内に人家等が連なっている場合に ついては所定の補正値を加算しなければならな いが、これを行っていなかったため、設計金額 が過少となっているものがあった。

工事の積算に当たっては、現地状況 を考慮し、積算基準を十分確認するよ う関係職員を指導し、適切な積算に努 めます。

防雪柵設置工事において、基礎コンクリート 施工に伴う仮設工の積算に当たり、土留めのH 型鋼杭の打込み機械として、現場条件の固い地 盤に対応可能な機械により積算すべきところ、 軟らかな地盤に適用する機械により積算したた め、設計金額が過少となっているものがあった。

工事の積算に当たっては、現場条件 を十分考慮した積算となるよう関係職 員を指導し、適切な設計に努めます。

漁港の落石対策工事において、高さ70m程度 の岩壁に防護網を密着設置するため、高所足場 工を設置・撤去するときの積算は、建設部の積 算基準に適用できる歩掛りがない場合には、見 積書の徴取などにより新たな歩掛りを策定しな ければならないが、これを行っていないものが あった。

工事の積算に当たっては、積算基準 の適用範囲を十分に確認するとともに、 適用できる歩掛りがない場合には新た な歩掛りを策定するよう関係職員を指 導し、適切な積算に努めます。

道路改良工事において、転落防止柵工の積算 に当たり、景観に配慮した塗装仕様としている ことから、柵の材料費に必要なカラー塗装単価 を加算すべきところ、誤って計上しなかったた め、設計金額が過少となっているものがあった。 また、山留め式擁壁の親杭打込み費の積算に 当たり、打込み機械の作業幅に制約があるもの として、狭小な場所でも作業が可能な特殊な杭 打ち機により積算していたが、施工場所の一部 については作業幅の制約がなく標準機械による 施工が可能なため、設計金額が過大となってい

工事の積算に当たっては、材料の規 格及び施工条件に十分留意した積算と なるよう関係職員を指導し、適切な積 算に努めます。

るものがあった。

i 河川改修工事において、石張り護岸工の積算 に当たり、石張りに使用する玉石のすき間に詰 める胴込め材を積算すべきところ、胴込め材に 必要な切込砕石の数量を積算しなかったため、 設計金額が過少となっているものがあった。 工事の積算に当たっては、施工内容を十分確認するよう関係職員を指導し、 適切な積算に努めます。

j 道路工事において、排水対策として掘削した 側溝の不良土をダンプトラックで運搬するに当 たり、歩掛りの土質区分の適用を誤ったことか ら、設計金額が過大となっているものがあった。 工事の積算に当たっては、歩掛りの 適用を十分確認するよう関係職員を指 導し、適切な積算に努めます。

k 道路改良工事において、大型視線誘導標の積 算に当たり、撤去する既設誘導標の数量を誤っ て過大に計上していたほか、撤去のみの歩掛り を適用すべきところ、撤去から再設置までを含 む歩掛りを適用したため、設計金額が過大となっているものがあった。 工事の積算に当たっては、数量及び 歩掛りの適用を十分確認するよう関係 職員を指導し、適切な積算に努めます。

1 道路改良工事において、法面工の積算に当たり、すき取り土を仮置き場から積込み運搬する数量として、法覆基材の厚さ15cm相当の体積を計上すべきところ、誤って厚さ1m相当の体積を計上して積算したため、設計金額が過大となっているものがあった。

工事の積算に当たっては、設計内容 を十分確認するよう関係職員を指導し、 適切な積算に努めます。

また、側溝工の積算に当たり、既設のコンクリート製U型側溝を撤去して再利用することとしていたが、再設置を行う既設側溝の撤去工を積算しなかったため、設計金額が過少となっているものがあった。

m 農地整備工事において、コンクリート製V型 側溝の基礎工の積算に当たり、資材費、労務費 等を含む施工単位当たりの市場での取引実勢を 把握した市場単価で積算しなければならない が、コンクリート構造物に適用する基礎工の歩 掛りにより積算したため、設計金額が過大となっているものがあった。

工事の積算に当たっては、歩掛りの 適用に十分留意した積算となるよう関 係職員を指導し、適切な積算に努めま す。

n 住宅改修工事において、外壁等改修の積算に 当たり、住宅に入居者がいる場合には、外壁の ひび割れ補修及び防水工等の工種について、作 業効率の低下を考慮した施工単価を適用しなけ ればならないが、これを適用しなかったため、 設計金額が過少となっているものがあった。 工事の積算に当たっては、工事内容を十分に把握するとともに、積算要領に十分留意するよう関係職員を指導し、 適切な積算に努めます。

(ウ) 施工

《指導事項》

a 橋梁補修工事において、高欄・地覆の補修に 当たり、工事中に橋梁を通行する車両が路外に 逸脱することを防ぐ仮設防護柵をすき間なく配 置すべきところ、複数箇所について車両幅程度 のすき間を空けており、安全確保のための改善 が必要なものがあった。 工事の施工に当たっては、安全対策 を適切に行うよう受注者を指導し、適 切な施工に努めるよう、関係職員に周 知しました。

なお、当該工事については、仮設防 護柵のすき間をなくす対策を実施し改

善しました。

b 道路工事において、軟弱地盤の上の盛土工に 当たり、施工した盛土が異常な沈下をしないよ う地盤の変化量を観測しつつ、ゆっくりとした 速度で盛り上げることを施工条件としていた が、必要な観測を行わず、また、施工条件を上 回る盛り上げ速度で施工しているものがあっ た。 工事の施工に当たっては、施工条件を十分確認して必要な施工管理を行うよう受注者を指導し、適切な施工に努めるよう、関係職員に周知しました。

なお、当該工事については、地盤の 変化量の計測を行い、所定の速度で盛 土を施工しました。

c 林道工事において、防護柵のガードケーブル の施工に当たり、走行中に進行方向を誤った車 両が路外に逸脱するのを防ぐため、森林土木工 事共通仕様書に基づき、ガードケーブルの張力 値を確認する必要があったが、これを行ってお らず、安全性の機能確認が不十分なものがあっ た。 工事の施工に当たっては、設計図書に基づき安全性の機能確認を十分行うよう受注者を指導し、適切な施工に努めるよう、関係職員に周知しました。

また、当該箇所については、機能確認を行い安全性の確認を行いました。

d 治山工事において、切土した斜面の植生工は、 特記仕様書に基づき工事監督員が斜面の勾配及 び土質を確認した上で施工すべきところ、これ を行わず施工しているものがあった。 切土した斜面の植生工に当たっては、 特記仕様書に基づき斜面の勾配及び土 質を確認した上で施工するよう受注者 を指導し、適切な施工に努めるよう、 関係職員に周知しました。

e 農地改良の客土工事において、購入客土の搬入量を確認するに当たり、地山 状態の体積及びダンプトラックに積込んだことにより増える体積を調査すべきところ、これを行っていなかったため、地山状態による搬入量が不明確となっているものがあった。

客土工事に係る購入客土の搬入量の 確認に当たっては、搬入量を確認する ための適切な調査を実施するよう受注 者を指導し、適切な施工に努めるよう、 関係職員に周知しました。

注) 地山とは、掘り起こす前の自然のままの土の地盤のこと。

なお、フルイ分けを伴う購入客土工事における搬入量を確認する試験方法を作成しました。

(エ) 事務処理

《指導事項》

a 農道改良工事において、国道への取付けに伴い国道施設の排水溝を改造していたが、発生する鋼材は国に帰属するにもかかわらず、その処理方法について国との協議を行わず、了解を得ないまま近隣の最終処分場に廃棄しているものがあった。

工事の施工に当たっては、関係機関 との協議及び調整を適切に行うよう関 係職員を指導し、適正な事務処理に努 めます。

b 道路工事において、法面植生工として利用するすき取り土の仮置き場所が必要となり、私有地を使用することとしていたが、このような場合には、工事着手前に土地所有者と貸借契約を交わす必要があるが、この手続を行っていないものがあった。

道路工事において、すき取り土の仮置きに当たり私有地を使用する場合には、関係法令等を遵守し、工事着手前の諸手続を適正に履行するよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。

c 河川工事において、橋台の仮締切りに使用する鋼矢板等を支給材としていたが、設計図書の数量、規格を誤ったまま引き渡しているほか、受領書の提出を受けていないなど、契約条項に基づいた手続を適切に行っていないものがあった。

工事においての支給材の処理に当たっては、建設工事請負契約書に基づき 適正に行うよう関係職員を指導し、適 正な事務処理に努めます。 d 農道新設工事において、町道への交差点の新設に当たり、町道施設の車道路盤や舗装等を含む道路工事を施工していたが、道路管理者以外の者が行う工事に該当するため、道路法に基づく申請を行い道路管理者の承認を得るべきところ、必要な手続を行っていないものがあった。

工事の施工に当たっては、関係法令 等に基づく必要な申請を適正に行うよ う関係職員を指導し、適正な事務処理 に努めます。

なお、道路管理者への承認工事の申 請については、関係図書等を添付して 申請しました。

e 農地海岸保全工事において、仮設の鋼矢板を 撤去後、工区内に仮置きしていたが、建設副産 物適正処理マニュアルに基づき、発生材の受入 れに必要な発生材報告を受け、保管場所では囲 い及び看板表示などをして第三者が出入りでき ないようにする必要があったが、これらを行っ ておらず管理が適切でないものがあった。 工事における発生材の処理に当たっては、建設副産物適正処理マニュアルに基づき適正な事務処理を行うよう関係職員を指導し、適正な管理に努めます。

なお、発生材報告を受け、保管場所 については単管により囲い、看板表示 を設置しました。

f 道路改良工事において、指定部分としていた 路盤工の引渡し前に、再生骨材と切込砕石の数 量の概数確定に係る設計変更を行わなければな らないが、指定部分工事引渡し後に設計変更を 行っているものがあった。

工事の設計変更に当たっては、必要な時期に設計変更処理を行うよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。

g 河川工事において、掘削残土が発生すること から捨土場所が必要となり、関係者から紹介さ れた私有地に捨土作業を実施していたが、この ような場合には、工事の発注前に土地所有者を 確認し、私有地を改変することなどに対する同 意書を得る必要があるが、これを行っていない ものがあった。 工事の残土処理に当たっては、関係 法令等を遵守し、工事発注前に土地所 有者から捨土に係る同意書を得るよう 関係職員を指導し、適正な事務処理に 努めます。

h 砂防工事において、支給材料とするコンクリート殻の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、当該支給材料の検査をしなければならないが、引渡し時に検査を行っておらず、また、引渡し後も受領書を受け取っていないなど、工事請負契約書に基づいた事務処理を行っていないものがあった。

工事においての支給材料の引渡しに 当たっては、工事請負契約書に基づく 必要な手続きを行うよう関係職員を指 導し、適正な事務処理に努めます。

i 治山工事において、降雨等を流下させるコン クリート製U型側溝を、国道に設置されている 横断管施設へ接続するに当たり、道路法に基づ き道路管理者の許可を受けなければならない が、この手続を行っていないものがあった。 治山工事に当たり、コンクリート製 U型側溝を、国道に設置されている横 断管施設へ接続する場合は、関係法令 等に基づく必要な許可を適正に受ける よう関係職員を指導し、適正な事務処 理に努めます。

なお、当該道路占用許可については、 北海道開発局長より許可を受けました。

j 河川改修工事において、土地所有者が嵩上げ 盛土完成後に耕作を行うために、指定部分とし ていた盛土工の引渡し前に、盛土量の概数確定 を行った上で、設計変更を行わなければならな いが、指定部分工事引渡し後に行っているもの があった。

工事の設計変更に当たっては、必要な時期に設計変更処理を行うよう関係職員を指導し、適切な事務処理に努めます。

《検討事項》

河川工事等において、残土等を流用して私有 地に盛土及び捨土を行うに当たり、工事発注前 に土地所有者から土地の形状を改変することな どに対する同意書等を得る必要があるが、これ を得ていないものが複数見受けられた。

土地所有者の同意等のための手続について は、発注に先立ち事前協議等を行っているもの の、書面により確実に同意等を得るための仕組 みが不十分であることから、その手続に関する 適切な取扱いについて検討する必要がある。

土地所有者の同意等のための手続に 当たっては、書面により確実に同意等 を得るための仕組みに関する適切な取 扱いを検討した結果、トータルマネー ジャーを活用することとし、各建設管 理部へ通知しました。

(オ) その他

《指導事項》

河川改修工事において、護岸工に設置するか ごマット及びふとんかごの設計に当たり、かご の中詰め材料に現場で発生したコンクリート殻 を再利用すべきところ、新たに購入した材料を 使用することとしているものがあった。

また、発生したコンクリート殻については、 建設副産物適正処理マニュアルに基づき適切に 管理すべきところ、これを行っていないものが あった。

- 道路改良工事において、すき取り土を盛土法 面等の植生工に用いた残量については、次年度 に活用することとして運搬し仮置きしていた が、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、 関係市町村と協議を行ない、保管期間、目的等 を明記した看板を設置する必要があったが、こ れらを行っておらず管理が適切でないものがあ った。
- 道路改良工事において、盛土法面の法覆基材 として使用したすき取り土の残量について、次 年度に施工予定の他工事に流用するものとして 運搬し仮置きしていたが、建設副産物適正処理 マニュアルに基づき、関係市町村と協議を行な い許可を得た上で、仮置き場所には仮置き期間 や保管目的等を明記した看板を掲示すべきとこ ろ、これらを行っておらず管理が適切でないも のがあった。

工事の使用材料の設計に当たっては、 内容を十分確認するよう関係職員を指 導し、適切な設計に努めます。

なお、コンクリート殻を再利用する ことで設計変更により是正しました。

また、発生したコンクリート殻の管 理については、建設副産物適正処理マ ニュアルに基づき囲いを設置し、適切 に管理しました。

道路改良工事において、すき取り土 を再利用するに当たっては、建設副産 物適正処理マニュアルに基づき適正に 管理するよう関係職員を指導し、適正 な管理に努めます。

なお、当該すき取り土の利用ついて は、関係市町村と協議を行い、看板を 設置するなど必要な措置を講じました。

道路改良工事に当たって、すき取り 土を再利用する場合は、建設副産物適 正処理マニュアルに基づき適正に管理 するよう関係職員を指導し、適正な管 理に努めます。

なお、当該すき取り土の工事区域外 での利用については、関係市町村と協 議を行い許可を受け、すき取り土の保 管場所については、看板を設置するな ど必要な措置を講じました。

(4) 経営に係る事業の管理について是正又は 改善を求めたもの

《指摘事項》

北海道競馬の経営は、「北海道競馬推進プラ ン」に基づき、インターネット発売や共同馬券 発売システムの運用などによる売上げの拡大や 開催経費等の節減に努めているところである が、累計の借入金が、242億4,375万円と依然と して多額となっていることから、引き続き経営 | インターネット発売の拡大、共同馬券

平成24年度は、「北海道競馬推進プラ ン」の2年目であり、更なる収支構造 の安定に向け、魅力ある番組提供のも と、道内はもとより首都圏等へのレー ス情報の提供などにより、道外発売や

の改善を図る必要がある。 (農政部) 発売システムの運用やJRAのネット 発売の開始による収益確保を図るとと もに、経費節減の徹底等に取り組み、 引き続き経営の改善に努めます。 具体的な取り組みについては、次の とおりです。 [発売対策] ①調教用坂路を活かした強い馬づくり による魅力ある番組の提供。 ②全国スポーツ紙の関西版への掲載な どレース情報の積極的な提供による道 外発売とインターネット発売の拡大。 ③平成24年10月からのJRA投票シス テムを活用したホッカイドウ競馬の発 売開始。 ④平成25年3月23日から場外発売所でI RA馬券を発売。 [経費削減] ①業務内容の点検等による一層の経費 節減。 (5) 交通事故等が発生しているもの ア 公用車の交通事故 《指摘事項》 (ア) 公用車による交通事故が発生し、賠償金及 公用車の交通事故防止については、 び修繕費用等として、93件、3,999万4,327円の 職員に対する教養や資料等の発出など、 各種施策を講じ、その徹底を図ってい 支出があった。 (警察本部) るところですが、今後一層の安全確認 の徹底、運転技術の向上、事故防止意 識の高揚を図り、事故の防止に努めま (イ) 公用車による交通事故が発生し、賠償金及 公用車による交通事故の対策につい び修繕費用として、2件、125万1,861円の支出 ては、交通事故等の防止を含む綱紀保 持の通達などで注意を喚起するととも があった。 (日高振興局) に、交通事故の発生状況を分析して、 各職場に周知し、職場研修の実施に取 り組んでいます。 また、事故を起こした職員に対して も、その責任を明らかにし、厳正な処 分を行うなど、強く反省を促し、交通 事故防止について職場ぐるみでの取組 を強化しています。 今後とも引き続き、あらゆる機会を 通じて職員に注意を喚起するとともに、 職員の交通安全に対する意識の高揚を 図り、交通事故の防止について一層努 めます。 (ウ) 公用車による交通事故が発生し、賠償金及 公用車による交通事故の対策につい び修繕費用として、11件、331万2,351円の支出 ては、交通事故等の防止を含む綱紀保 があり、また、全損により2件、残存価格116 | 持の通達などで注意を喚起するととも 万6,676円の廃車があった。(上川総合振興局) | に、交通事故の発生状況を分析して、

各職場に周知し、職場研修の実施に取り組んでいます。

また、事故を起こした職員に対して も、その責任を明らかにし、厳正な処 分を行うなど、強く反省を促し、交通 事故防止について職場ぐるみでの取組 を強化しています。

今後とも引き続き、あらゆる機会を 通じて職員に注意を喚起するとともに、 職員の交通安全に対する意識の高揚を 図り、交通事故の防止について一層努 めます。

《指導事項》

14監査実施部局において交通事故が発生し、 賠償金や修繕費用等の支出等をしているものが あった。 公用車による交通事故の対策については、交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達などで注意を喚起するとともに、交通事故の発生状況を分析して、各職場に周知し、職場研修の実施に取り組んでいます。

また、事故を起こした職員に対して も、その責任を明らかにし、厳正な処 分を行うなど、強く反省を促し、交通 事故防止について職場ぐるみでの取組 を強化しています。

今後とも引き続き、あらゆる機会を 通じて職員に注意を喚起するとともに、 職員の交通安全に対する意識の高揚を 図り、交通事故の防止について一層努 めます。

イ その他行政事故等

《指摘事項》

(ア) 公宅で火災事故が発生し、173万円相当の公 有財産の焼損があった。

なお、火災のあった部屋は、補修しないで空 き公宅とすることとした。 (後志教育局) 公宅の管理に当たっては、入居者に 火気の取扱いについて注意喚起を行い、 火災事故の防止に努めます。

(イ) 北警察署石狩駐在所で火災が発生し、復旧費として、7万124円の支出があった。

(警察本部)

火災事故防止については、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の防火意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。

(ウ) 統計調査員による報償物品等の亡失が発生し、4,000円の損害が発生していた。

(総合政策部)

報償物品等の管理に当たっては、指導員・調査員に対し、調査対象への訪問・移動の場合は、常に手放さないなど紛失・盗難に遭わないよう厳重に管理するよう周知しました。

また、総合振興局及び振興局に対し、 統計調査報償品取扱要領を定め、報償 品等の管理徹底を再度、周知するとと もに、調査員合同指導会等においても 指導しました。 (エ) 高等学校グラウンド法面の管理瑕疵による 事故が発生し、家屋等が破損したことから賠償 金として、1件、280万9,115円の支出があった。 (留萌教育局)

学校施設等の管理に当たっては、点 検等による不具合の早期発見、早期補 修を図り、事故の未然防止に努めます。

(オ) 庁舎等の管理瑕疵により隣接する倉庫の壁 に損傷を与えたことなどから、賠償金として、2 件、130万4,100円の支出があった。

(空知総合振興局)

庁舎等の管理瑕疵による事故防止に 当たっては、点検の強化による早期の 状況把握及び対応を徹底し、事故の防 止に努めます。

(カ) 道道の管理瑕疵により死亡事故が発生し、賠 償金として、2件、3,315万5,358円の支出があ った。 (上川総合振興局)

道路の管理に当たっては、一層万全 を期し、事故の防止に努めます。

また、異常気象時における迅速なパ トロールなどの道路管理については、 異常気象時における道路管理要領及び 異常気象時における道路管理のガイド ラインに基づき、適切に対応します。

(キ) 学校内において、部活動中の事故が原因で生 徒に後遺障害が残ったことなどから、賠償金と して、2件、309万9,742円の支出があった。 (教育庁)

生徒の部活動中における事故防止に 当たっては、学校への指導通知、教職 員研修での指導等により周知、徹底を 図り、安全管理の徹底に努めます。

《指導事項》

(7) 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金を 支出しているものがあった。

職務執行中における行政事故防止に ついては、職員に対する教養や資料等 の発出など、各種施策を講じ、その徹 底を図っているところですが、今後一 層の事故防止意識の高揚を図り、事故 の防止に努めます。

(イ) 信号機からの氷雪塊の落下により車両を損 傷するなどし、賠償金を支出しているものがあ った。

交通安全施設や庁舎の管理瑕疵によ る事故防止については、確実な点検の 実施による早期の状況把握や措置を徹 底し、事故の防止に努めます。

(ウ) 公用車が損傷したときは、直ちに所属の部 局長に報告し、部局長は、その事実を確認の上、 会計管理者を経て、知事に事故報告書を提出し なければならないが、この手続を行っていない ものがあった。

公用車の事故報告に当たっては、関 係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。 なお、当該事故報告書は、直ちに作

成し提出しました。

(6) その他是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

支出負担行為の専決権限を有する職及び上限 額等については、網走高等看護学院事務決裁細 則で定められているが、食糧費の支出に関し、 権限を有しない者が専決しているものがあっ (網走高等看護学院) た。

支出負担行為の決定に当たっては、 関係法令等を遵守し、専決権限を有す る職及び上限額を十分確認の上、適正 な事務処理に努めます。

非常勤職員を任用する権限を有する者につい ては、オホーツク総合振興局事務決裁細則によ り定められているが、権限を有しない者が専決 しているものがあった。

(オホーツク総合振興局)

非常勤職員の任用決定に当たっては、 関係法令等を遵守し、専決権限を十分 確認の上、適正な事務処理に努めます。

証人等に旅行を依頼し、及び証人等に支給す る旅費を承認する権限を有する職については、 北海道事務決裁規程等で定められているが、権 限を有しない者が専決しているものがあった。 (建設部、檜山振興局、上川総合振興局、十勝 総合振興局)

証人等に対する旅行の依頼及び証人 等に支給する旅費の承認に当たっては、 関係法令等を遵守し、専決権限を十分 確認の上、適正な事務処理に努めます。

支出負担行為や公有財産の処分等を行う権限 を有する職については、空知総合振興局事務決 裁細則で定められているが、権限の有しない者 が専決しているものがあった。

支出負担行為や公有財産の処分等の 決定に当たっては、関係法令等を遵守 し、専決権限を有する職及び上限金額 を十分確認の上、適正な事務処理に努 めます。

(空知総合振興局)

オ 委託契約において、業務を委託の方法により 執行しようとするときは、その内容、契約の方 法、競争入札参加者又は見積書を徴する相手方 等を明らかにした決定書を作成し、北海道財務 規則の規定に基づく専決権者の決裁を得ること とされているが、権限を有しない者が専決して いるものがあった。 (環境生活部)

業務委託に係る契約の締結に当たっ ては、関係法令等を遵守し、専決権限 を十分確認の上、適正な事務処理に努 めます。

カ 補助金の額の確定に係る専決権限を有する職 及び上限額等については、北海道財務規則等で 定められているが、権限を有しない者が専決し ているものがあった。 (経済部)

補助金の額の確定に当たっては、関 係法令等を遵守し、専決権限を有する 職及び上限額を十分確認の上、適正な 事務処理に努めます

支出負担行為の専決権限を有する職及び上限 額等については、北海道財務規則等に定められ ているが、権限を有しない者が専決しているも のがあった。 (総合政策部、教育庁)

支出負担行為の決定に当たっては、 関係法令等を遵守し、専決権限を有す る職及び上限額を十分確認の上、適正 な事務処理に努めます。

公衆浴場営業不許可処分取消等請求控訴事件 において、道の敗訴が確定したことから、賠償 金として、1件、2,652万7,617円の支出があっ た。 (保健福祉部)

公衆浴場営業許可に当たっては、関 係法令等を遵守し、適正な事務処理に 努めます。

ケ コンピュータソフトウエアを使用する業務に おいては、使用許諾契約に基づきソフトウエア を使用しなければならないが、これらを業務で 使用するに当たり、ソフトウエアの著作権者の 許諾を得ず複製して著作権を侵害したため、賠 償金として、1件、1億8,689万5,800円の支出 があった。 (総合政策部)

本事例の発生が確認された平成21年 度からソフトウェアの適正な使用に向 けた庁内周知などの取組を開始してい ます。

また、平成22年4月には「北海道ソフ トウェア資産管理規程」を施行して、 ソフトウェア使用に関する事前承認、 台帳記録などをルール化するなど、同 様の事態が発生しない体制づくりを進 め、平成24年度からは、これらの取組 を自動化し、正確で漏れのない管理が 可能となる「ソフトウェア資産管理サ ービス」を導入し、再発防止に努めま す。

《指導事項》

歳入金に係る現金の収納の事務に従事する収 入取扱員については、部局長等が任命した会計 員でなければならないが、会計員に任命していしな事務処理に努めます。

歳入金に係る現金の収納の事務に当 たっては、関係法令等を遵守し、適正

ない者を収入取扱員としているものがあった。 1件の金額が300万円以上の委託料に係る支 支出負担行為の決定に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 出負担行為を決定しようとするときは、審査課 長の合議を経なければならないが、これを行っ に努めます。 ていないものがあった。 ウ 自家用電気工作物保安管理業務に係る契約保 歳入歳出外現金の返還に当たっては、 証金の返還において、口座振替申出書の申出人 債権者と口座振替申出書の申出人を十 が、債権者である契約保証金の納付者とは異な 分確認の上、適正な事務処理に努めま っているにもかかわらず、当該申出書に記載さ れた口座名義人に振替払いを行っているものが あった。 エ 歳入歳出外現金の代用として納付に使用する 歳入歳出外現金の代用として納付に ことができる小切手は、銀行又は知事の指定す 使用することができる小切手の確認に る金融機関が振り出し、又は支払保証をしたも 当たっては、関係法令等を遵守し、適 のでなければならないが、入札参加者が振り出 正な事務処理に努めます。 した銀行等の支払保証のない小切手をもって入 札保証金の納付としているものがあった。 オ 歳入歳出外現金の受入れにおいては、歳入歳 歳入歳出外現金の受入れに当たって 出外現金管理者が、歳入歳出外現金等受入決定 は、関係法令等を遵守し、受入れの決 定及び歳入歳出外現金等取扱員に対す 書により受入れの決定をし、歳入歳出外現金等 取扱員に対し受入れの通知をしなければならな る受入れの通知を徹底し、適正な事務 いが、これらの手続を行わず、契約保証金を受 処理に努めます。 け入れているものがあった。 カ 現金領収証書管理者が人事異動等により交替 現金領収証書管理者の異動に伴う事 したときは、引継書及び引継報告書を作成し、 務引継に当たっては、関係法令等を遵 守し、適正な事務処理に努めます。 事務の引継ぎを行うこととされているが、これ を行っていないものがあった。 キ 資金前渡員が人事異動等により交替したとき 資金前渡員の異動に伴う事務引継に は、引継書及び引継報告書を作成し、事務の引 当たっては、関係法令等を遵守し、適 継ぎを行うこととされているが、これを行って 正な事務処理に努めます。 いないものがあった。 現金の収納事務において、収入取扱員が休職 現金の収納事務に当たっては、収入 取扱員が休職を命ぜられたときは、速 を命ぜられたときは、速やかに当該職員の解任 と後任者の任命を行わなければならないが、こ やかに当該職員の解任と後任者の任命 れを行っていないものがあった。 を行い、収納等の事務に従事させると また、収入取扱員の事務の引継ぎにおいて、前 ともに、事務の引継においては、引継 任者が自ら事務の引継ぎを行うことができない 事務代行者を指定し、事務の引継ぎを行 場合は、引継事務代行者を指定することとされ うよう、関係法令等を遵守し、適正な ているが、休職中の当該職員が事務の引継ぎを 事務処理に努めます。 行ったものとしているものがあった。 ケ 収入証紙の取扱いについて、部局長は、毎年3 収入証紙の取扱状況の検査に当たっ ては、関係法令等を遵守し、適正な事 月31日において、検査員を定めて、その所掌す

は、検査員を定めて、その所掌する現金等の出 | う出納事務の部内検査に当たっては、

る事務に係る収入証紙の取扱状況を検査しなけ

ればならないが、これを行っていないものがあ

コ 歳入歳出外現金等取扱員に異動があった場合

った。

務処理に努めます。

歳入歳出外現金等取扱員の異動に伴

納事務について検査をしなければならないが、これを行っていないものがあった。

関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

サ 収入証紙の部内検査については、部局長は、 毎年3月31日において、検査員を定めて、その 所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況を検査 し、検査員は当該検査の結果を部局長に報告し なければならないが、検査員の指定及び検査報 告を行っていないものがあった。 収入証紙に係る部内検査に当たって は、関係法令等を遵守し、適正な事務 処理に努めます。

シ 自家用車の公用使用承認の手続において、道 立学校の教職員が公務のために自家用車を使用 するときは、教職員又は教職員と生計を一にす る親族が所有し、かつ、通常の通勤等で使用し ている自動車でなければならないが、この内容 を確認しないまま、当該自動車を公用使用とし て承認し、旅行させているものがあった。

自家用車の公用使用承認の手続に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

ス 特別職非常勤職員の任用においては、教育長が認める場合を除き、65歳以上の者を任用することはできないとされているが、スクールカウンセラー等の任用において、教育長の承認を得ることなく65歳以上の者を任用しているものがあった。

特別職非常勤職員の任用に当たっては、「特別職非常勤職員の取扱要綱」など関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。

セ 食のサポーターの委嘱において、当該サポーターとして再任する場合には、知事が委嘱することとされているが、この委嘱を行わないまま各種講演会等への参加を依頼し、道産品の販路拡大等に関し事業者等に指導・助言を行わせているものがあった。

食のサポーターの委嘱に当たっては、 関係法令等を遵守し、適正な事務処理 に努めます。

なお、再任する場合については、食のサポーター実施要領を改正し、委嘱 方法を見直しました。

《検討事項》

教職員が校務以外の業務に従事して給与が支給される場合については、校長の命令により、教職員が自校の研究・研修と密接に関係し校務と同等と考えられる教育研究団体の業務に従事する場合、校長等の承認を得て職務専念義務が免除され、勤務場所を離れて研修を受ける場合や条例等に特別の定めがある場合、有給休暇を取得した場合などとされている。

また、勤務時間中に教職員が教育研究団体の 庶務・会計業務のみに従事することはできない こととされている。こうした中で、各道立学校 においては、各種教育研究団体や部活動関連団 体の総会や理事会への出席、大会運営や会場設 営などの活動を校務と同等として、勤務時間中 に当該業務に従事させ給与の支給を行ってい る。

しかし、これらの業務の中には、その内容が 自校の研究・研修と密接に関係し校務と同等で ある場合に当たるのか、教育研究団体の庶務・ 会計業務のみに従事した場合に当たるのかが不 明確なものなどがあることから、出張や外勤な どを命ずることができる校務と同等なものなの

道立学校の教職員が、部活動に係る大会等の業務に従事する場合の服務上の取扱いについて、平成24年4月10日付けで、その取扱いを定め、各道立学校長等に周知するとともに、これに伴う北海道立学校管理規則及び北海道立学校教職員服務規程の一部を改正し、平成24年5月1日から適用するとともに、各種会議等において周知徹底を図りました。

また、教職員が教育研究団体の業務に従事する場合の服務上の取扱いについては、平成24年4月10日付けで各道立学校長等に改めて通知するとともに、各種会議等において周知徹底を図りました。

か、有給休暇等の職務専念義務の免除が必要な ものなのかを整理して、これら業務の給与支給 上の取扱いを明確にするよう検討する必要があ る。

2 公営企業会計

のがあった。

監 査 報 告 の 内 容	講	じ	た	措	置
(1) 合規性の視点から是正又は改善を求めた もの					
ア 予算に係る事項					
《指導事項》 ソフトウエアの取得は、知的財産の使用権の 取得とし、その取得に係る支出科目は使用料及 び賃借料とすることとされているが、需用費で 取得しているものがあった。	について!	は、今 科目の	後、耳確認さ	反得す。 と徹底	る支出科目 る際の決定 することと 出に努めま
イ 収入に係る事項					
《指導事項》 医療費預り金については、預かった日の翌日から起算して10日間に限り現金で保管できることとされているが、期限を超えて保管しているものがあった。	等を遵守し す。 なお、其	ン、適 期限を 0 金に	正なる超えて	事務処3 て保管	. 関係法令 理に努めま していた医 返還の処理
ウ 支出に係る事項					
(ア) 旅費					
《指摘事項》 赴任旅費の支給において、新たに採用された 職員については、旧居住地から新在勤地までの 路程に応じて移転料等を支給することとなって いるが、実際の居所と異なる場所を起点に赴任 旅費を支給していた。 (子ども総合医療・療育センター)	の居所を- 理に努めま なお、ラ 居所を起,	十分確 にす。 た支給し	認の」 分に ⁻	上、適 ¹ ついて <i>1</i>	ては、実際 正な事務処 は、実際の 、支給の処
(イ) 委託料					
《指導事項》 医事会計システム及び物品管理システム保守 点検委託業務等において、点検又は修繕を実施 したときは、当該点検又は修繕の結果を記載し た書面の提出を受けることとされているが、委 託業務契約者から書面の提出を受けず、業務の 完了を確認しないまま委託料を支出しているも	っては、 は修繕の 受け、適切 なお、 ³	契約書 吉果を 可な履行 平成24	に基へ 記載し 行確認 日年度	づき、 した書 に努め 契約に	支出に当た 当該点検又 面の提出を ます。 つて で で で で で で で 認

を行いました。

エ 契約に係る事項

(ア) 委託契約

《指摘事項》

a ボイラー等運転監視点検業務委託契約等において、最低制限価格を低く算定したことから、 失格とすべき者を落札者としていた。

(羽幌病院)

委託契約の最低制限価格の設定に当 たっては、関係法令等を遵守し、積算 を正確に行い、適正な事務処理に努め ます。

b 白衣等洗濯業務委託契約において、2以上の 単価により予定価格を定める場合で、全ての種 類について同一の者を契約の相手方とするとき は、全ての種類について最低の単価で入札した 者を相手方とするか、あるいは各単価にそれぞ れの種類の予定数量を乗じて得た額の合計額に ついて最低の入札をした者を契約の相手方とす るかについて、入札する条件として明らかにし なければならないが、これを行わずに入札を行 っていた。

また、再度の入札を行っても落札者がなかったことから、各単価にそれぞれの種類の予定数量を乗じて得た額の合計額が最低でない者と随意契約していたが、こうした場合の契約の相手方の選定方法を明らかにしていなかった。

(羽幌病院)

単価契約の入札に当たっては、契約の相手方の決定方法を明確にするとともに、落札者がなかった場合の契約の相手方の決定方法も明確にし、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

c 道立病院の医療自給率等についての調査業務 委託に係る入札執行において、入札保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の入札保証金の納付を免除しているものが、1件、5万6,595円相当あった。 (保健福祉部) 委託契約の入札の執行に当たっては、 関係法令等を遵守し、入札保証金の免 除要件を十分確認の上、適正な事務処 理に努めます。

《指導事項》

a 庁舎警備業務委託契約において、落札者から 入札保証金及び契約保証金を徴しているが、入 札保証金を契約保証金に充当する処理を行って いないものがあった。 入札保証金及び契約保証金の取扱い については、関係法令等を遵守し、適 正な事務処理に努めます。

b 医事会計システム保守管理業務委託契約において、予定価格を定める場合は、契約の目的となる役務について、取引の実例価格、履行の難易等を考慮して適正に定なければならないが、月によって業務内容が異なるにもかかわらず、1箇月当たりの保守点検価格に12を乗じたものを予定価格とし、委託料の支払も毎月の均等払いとしているものがあった。

また、定期点検の時期を委託業務処理要領に示していないものや受託者から業務処理責任者等の通知を受けていないものがあった。

さらに、受託者が委託業務の一部を再委託すしきについても、委託業務処理要領に基

医事会計システム保守管理業務委託 契約の予定価格及び支払方法について は、平成25年度の契約より、委託内容 に沿った予定価格の積算、支払方法に 改めました。今後は、取引の実例価格、 履行の難易等を考慮し、適正な事務処 理に努めます。

また、定期点検の時期については、 平成25年度の契約から委託業務処理要 領に示すとともに、今後は、業務責任 者等の通知及び再委託する場合の手続 きについても、委託業務処理要領に基

る場合には、あらかじめ委託者が書面により承 | づき、適正な事務処理に努めます。 諾することとされているが、この手続を行って いないものがあった。

c 発電所等発電施設管理委託業務に係る委託料 の積算において、退職給付引当金については、 当該委託事業に直接従事する職員の委託期間に 相当する金額を計上できるとされているが、団 体の退職給付引当資産の前年度残額を算出基礎 の一部としているため、委託期間に相当する金 額となっていないので、適切な積算方法につい て検討する必要がある。

発電所等発電施設管理委託業務に係 る委託料の退職給付引当金については、 職員の委託期間に相当する金額を計上 し、適正な委託料の執行となるよう、 積算方法を改めました。

(イ) その他の契約

《指摘事項》

検査試薬等の単価契約の見積合せの執行にお いて、無権代理人が提出した見積書は無効とし なければならないが、見積りの権限を委任され ていない者が提出した見積書や代理人が委任状 の受任期間外に選任した復代理人が提出した見 積書を有効なものとしていた。

(子ども総合医療・療育センター)

単価契約に係る見積合せの執行に当 たっては、見積書及び委任状の確認を 徹底し、無効な見積書を有効としない よう、適正な事務処理に努めます。

b 給食材料の購入について、単価契約を締結し ていないにもかかわらず、単価契約を前提とし た給付を受ける手続により購入しているもの が、71件、69万1,973円あった。

(緑ヶ丘病院)

給食材料の購入に当たっては、関係 法令等を遵守し、適正な事務処理に努 めます。

物品購入に係る見積合せの執行において、押 印のない見積書は無効としなければならない が、代表者印の押印のない見積書を有効なもの として見積合せに参加させているものがあっ (保健福祉部) た。

物品購入に係る見積合せの執行に当 たっては、見積書の確認を徹底し、無 効な見積書を有効としないよう、適正 な事務処理に努めます。

《指導事項》

物品購入等の検査において、供給人から納品 の通知を受けたときは、検査員は履行確認のた めの検査を行うこととなっているが、検査当日 に在勤していない検査員が検査を行ったとして いるものがあった。

物品購入等の検査については、関係 法令等を遵守し、適正な事務処理に努 めます。

b 物品購入において、供給人から納品の通知を 受けたときは、検査員は履行確認のための検査 を行うこととなっているが、物品の一部につい て検査が行われていないものがあった。

物品購入の検査については、関係法 令等を遵守し、適正な事務処理に努め ます。

なお、納品確認が未実施だったもの については、納品を確認しました。

工業用水道の発生土売買契約において、売買 契約の相手方に発生土を引き渡す際には、業務 担当員が立会い、その数量を確認することとさ れているが、これを行っていないものがあった。

工業用水道の発生土売買に係る履行 確認については、売買契約に基づき、 業務担当者が立会うこととし、今後は 適正な事務処理に努めます。

オ 財産に係る事項

(ア) 固定資産等

《指導事項》

事業資産の管理において、道以外の者に事業 資産の使用を許可した場合には、事業資産使用 許可簿を備え必要な事項を記録しなければなら ないが、平成19年度以降これを行っていないも のがあった。

また、物件を借り受けたときは、借受物件台 帳等を備え必要な事項を記録しなければならな いが、これを行っていないものがあった。 事業資産の管理に当たっては、継続的に記録を行うよう、事業資産使用許可簿及び借受物件台帳を整備しました。

(イ) 物品

《指摘事項》

麻薬を含有している薬品の取扱いにおいて、 患者が診療施設等で払い出された薬品を持参し て入院し、その後、継続使用しない場合には、 病院において廃棄することとされているが、廃 棄することなく使用しているものがあった。

(苫小牧病院)

薬品の取扱いに当たっては、関係法 令等を遵守し、適正な事務処理に努め ます。

《指導事項》

現金領収証書については、その受入れの状況 等を明確にするため、現金領収証書受払簿を備 え、必要事項を記載し適切な管理を行わなけれ ばならないが、これを行っていないものがあっ た。 現金領収証書の取扱いについては、 現金領収証書受払簿を備え、必要な事 項を記載しました。今後は適正な事務 処理に努めます。

カ 工事(技術)に係る事項

積算

《指導事項》

工業用配水管布設工事において、配水管の掘進に用いた泥水の運搬処理費を積算するに当たり、重量当たりの施工単価に泥水の重量で積算しなければならないが、体積で積算したため設計金額が過少となっているものがあった。

工事の積算に当たっては、積算内容を十分精査するよう関係職員を指導し、 適切な積算に努めます。

(2) 経営に係る事業の管理について是正又は 改善を求めたもの

《指摘事項》

ア 病院事業の経営については、当年度の純損失が26億4,745万4,149円となっており、累積欠損金は710億925万36円と多額となるなど、極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。 (保健福祉部)

また、各病院においては、経営計画 推進会議を毎月1回開催するなどして、 収益の確保や費用の縮減に向けて様々 な取組を行っているところであり、今 後とも、本庁、病院が一体となって、 より一層の経営改善に努めます。

イ 工業用水道事業の経営については、当年度の 純利益が1,335万411円となっており、黒字決算 となったところであるが、なお累積欠損金は 222億2,025万1,242円と多額となるなど、厳し い経営状況にあるため、経営健全化計画の目標 である平成25年度の経常収支比率101.5%に向 けて引き続き経営の改善を図る必要がある。

(企業局)

工業用水道事業の一層の経営健全化を図るため、需要の開拓に関しては、「じて業用水需要開拓促進委員会」を通じてて企業誘致部局などを積極的にPRし、するとともに、食品製造企業等に対している。 大ケート調査を行い、この結果を基に対しているで、 大ケート調査を行い、この結果を基にで、 工業用水の優位性についてるました。 水企業や食品製造企業等を対象とした 施設見学会を実施しました。

また、施設管理業務委託の導入に伴 う人員の削減などの経営改善にわりて んだ結果、平成23年度決算においてら 単年度収支黒字を達成したことから「 対き続き、外部有識者で構成改善方 とはないる 営評価委員会」における経営改一 に係る意見・提言等を踏まえととも に係る意見・提言等を踏まえととも を費の拡大に積極的に取り組むととも度の 経常収支比率101.5%に向け、経営 化計画の着実な推進に努めます。

(3) 交通事故が発生しているもの

《指導事項》

公用車による交通事故が発生し、賠償金を支出しているものがあった。

公用車による交通事故防止については、職員に対し交通事故防止に努めるよう周知するとともに、引き続き交通安全に対する意識の高揚を図ります。

(4) その他是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

ア 公宅の借上げにおいて、職員の異動等に伴い借上公宅の契約を解除したときは、当該契約に係る敷金の返還を受けなければならないが、敷金返還に係る請求手続を行っていないものが、2件、7万2,000円あった。

また、当該敷金に係る債権管理簿を作成していなかった。 (羽幌病院)

公宅の借上げに係る敷金については、 当該2件の返還手続きを行い、債権管理 簿についても作成整理を行いました。 今後は、関係法令等を遵守し、適正な 事務処理に努めます。

イ 支出の原因となるべき契約を締結する権限を 有する職については、北海道病院事業の財務に 関する特例を定める規則で定められているが、 権限を有しない者が専決しているものがあった。

また、必要な総務部長への合議を行っていな かった。 (保健福祉部) 支出の原因となるべき契約を締結する際には、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

《指導事項》

現金又は有価証券の出納事務について、部局 長は、企業出納員に異動があった場合は、検査 員を定めて検査を行わせることとなっている が、これを行わせていないものがあった。

現金等取扱検査については、関係法 令等を遵守し、適正な事務処理に努め ます。